

輪島市 耐震改修促進計画

平成20年4月 策定

平成30年7月 一部改訂

令和2年3月 一部改訂

令和2年4月 一部改訂

輪 島 市

目 次

序章 はじめに	1
1. 計画改定の背景・趣旨	1
(1) 計画改定の背景	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	2
(4) 耐震化を図る建築物	3
(5) 用語の定義	4
第1章 上位計画	5
1. 上位計画	5
(1) 国の基本方針（平成 28 年 3 月改正）	5
(2) 第 2 次輪島市総合計画（平成 29 年策定）	6
(3) 輪島市地域防災計画（平成 26 年修正）	6
第2章 輪島市の現況	7
1. 輪島市の地形	7
(1) 地形	7
(2) 表層地盤のゆれやすさ	8
2. 活断層	9
3. 地震履歴	10
4. 能登半島地震の経験	12
(1) 能登半島地震の概要	12
(2) 建物の被害状況	13
5. 人口・世帯数	14
(1) 人口	14
(2) 世帯数	15
第3章 想定地震の規模・被害の予測結果	16
1. 石川県地域防災計画（平成 28 年 3 月）における想定結果	16
(1) 能登半島北方沖地震の設定について	16
(2) 予測結果	17
第4章 耐震化の現状と目標設定	18
1. 住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化の現状	18
(1) 住宅の耐震化の現状	18

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状	19
2. 住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化の目標	21
(1) 住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化の目標	21
(2) 必要な耐震化戸数推計の流れ	21
(3) 住宅における耐震化の目標実現に向けて必要な耐震化戸数の推計	22
(4) 多数の者が利用する建築物における耐震化の目標実現に向けて必要な耐震化棟数の推計	25
第5章 耐震化促進に関する基本的考え方	26
1. 耐震化の促進にあたっての取組み方針	26
2. 役割分担の考え方	27
3. 取組みの体系	28
第6章 耐震改修促進のための施策の展開	29
1. 耐震化を促進するための市の助成制度	29
(1) 耐震診断・耐震改修にかかわる市の助成制度	29
(2) 耐震改修に対する融資、税制の周知・活用推進	31
2. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	33
(1) 事業者情報等の情報提供の充実	33
(2) 信頼できる耐震改修工法の事例紹介	33
(3) インターネットによる情報提供の充実	34
(4) 相談体制の充実	35
3. 総合的な安全対策に関する取組み	36
(1) ブロック塀の安全対策	36
(2) 窓ガラスや外壁タイルの落下防止対策	36
(3) 天井等の非構造部材の安全確認	36
(4) 屋外広告物の安全対策	36
(5) エレベーターの閉じ込め防止対策	37
(6) 住空間の安全性の確保対策	37
(7) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減	38
4. 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定	39
(1) 緊急輸送路	39
(2) 指定避難道路	39
5. 重点的、優先的に耐震化を促進する区域等	40
(1) 輪島市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	40
(2) 優先的に耐震化を図る建築物及び公共建築物の考え方	42
6. 耐震化に関する啓発や知識の普及等	43
(2) 普及・啓発パンフレットの作成・配布	43
(3) 「わが家の耐震チェック」の普及	44
(4) セミナー、講習会の開催	444

(5) リフォームに合わせた耐震改修の誘導	45
(6) 町内会との連携	45
(7) 防災教育の推進	46
7. 耐震化を促進するための指導や命令等に関する事項	47
(1) 耐震改修促進法による指導等の実施に対する協力	47
(2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施に対する協力	47
8. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項	48
(1) 関係団体との連携	48
(2) 計画の進行管理等	48
(3) 住宅性能表示制度の活用	48
(4) 地震保険の活用	48

参考

1. 地区別の住宅耐震化状況の内訳
2. 用途別の多数の者が利用する建築物の内訳
3. 建築物の耐震改修の促進に関する法律及び施行令

序章 はじめに

1. 計画改定の背景・趣旨

(1) 計画改定の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により多くの尊い命が奪われました。この地震による直接的な死者の約9割は住宅・建築物の倒壊等によるものであり、倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられたものでした。

国においては、こうした事態を受け、平成7年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）を施行しました。

また、平成16年の新潟県中越地震や平成17年の福岡県西方沖地震の発生、並びに東海地震、東南海・南海地震の発生の切迫性等から、平成18年1月には改正法が施行され、建築物の所有者等に対する耐震化の努力義務や指導等の拡充が行われました。

こうしたなか、平成19年3月25日に能登半島沖を震源とする震度6強、マグニチュード6.9の地震が輪島市を直撃し、甚大な被害を受けました。

また、同年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震等の大地震が頻発し、特に平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える甚大な被害が発生しました。

このような建築物の安全性を取り巻く情勢の大きな変化を踏まえて、平成25年11月に再び改正法が施行され、建築物の耐震改修を促進する取組みが強化されました。

こうした背景や令和元年度をもって旧耐震改修促進計画の計画期間が終了したことから、令和2年度以降も引き続き本市の住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化率向上を図り、災害に強く安全性の高いまちづくりを目指して、「輪島市耐震改修促進計画」を改定するものです。

耐震改修促進法改正の背景

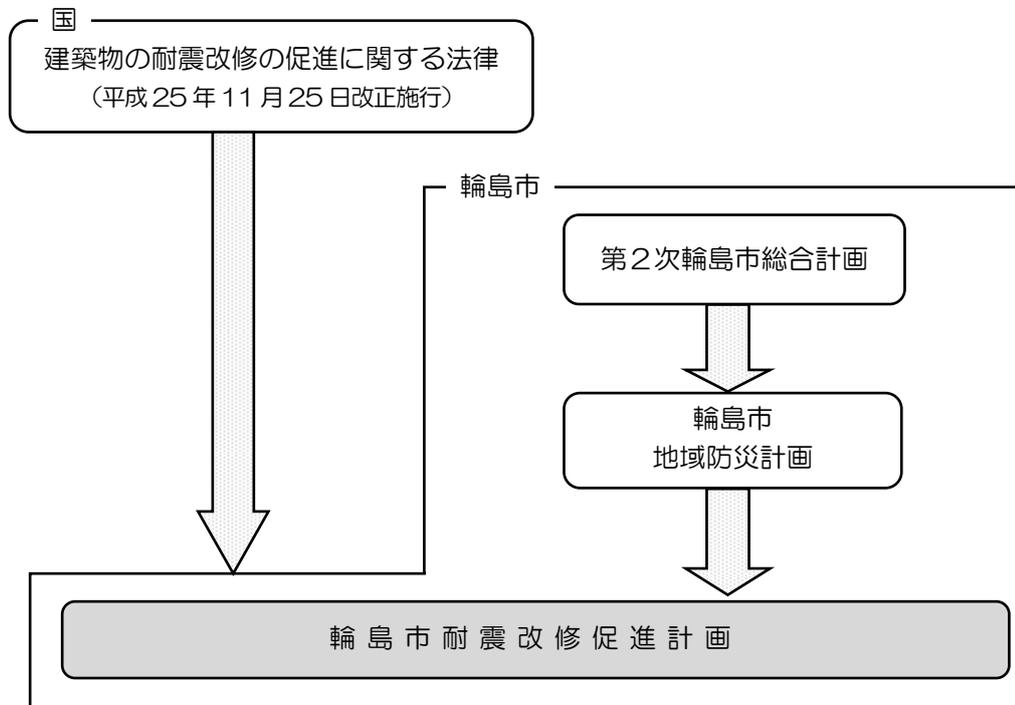
- 平成27年度の住宅・建築物の耐震化率が目標値を下回る。
⇒より一層の耐震化促進が必要
- 南海トラフの巨大地震や首都直下地震が、想定される最大規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・経済的被害が発生することがほぼ確実視されている。

耐震改修促進法改正の概要

- ①建築物の耐震化の促進のための規制強化
 - ・指導・助言対象（全ての既存耐震不適合建築物）
 - ・指示・公表対象
 - ・耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表
- ②建築物の耐震化の円滑な促進のための措置
 - ・耐震改修計画の認定基準の緩和と容積率・建ぺい率の特例
 - ・耐震性に係る表示制度の創設
 - ・区分所有法上の決議要件の特例

(2) 計画の位置づけ

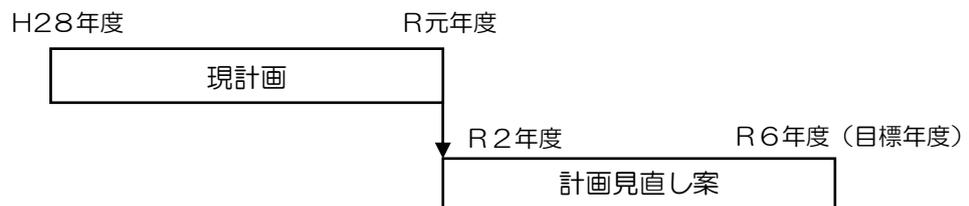
本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項に定められた市町村耐震改修促進計画の策定を目的とし、「国の基本方針」を踏まえるとともに、「第2次輪島市総合計画」、「輪島市地域防災計画」との整合を図りつつ策定します。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、前回策定時から5年延長し、令和6年度までとします。

また、制度の見直しや大規模な災害の発生等により、見直す必要が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。



(4) 耐震化を図る建築物

本計画において特に耐震化を図る建築物として、次に掲げる施設のうち建築基準法等の耐震関係規定に適合していない「耐震強度が不足する建築物」を対象とします。

① 住宅

住宅は、人生の大半を過ごす欠くことの出来ない生活の基盤であり、市民の生命、身体及び財産を守ることはもとより、地域全体が被災することを防ぐという観点からもその耐震化を積極的に促進します。

② 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号から第3号）

市の庁舎等の防災上重要な建築物や学校、事務所等の多数の人々が利用する建築物等は、地震による倒壊等の被害を受けた場合の社会的影響が著しく大きいことから、強力に耐震化を推進します。

・多数の者が利用する建築物

学校、体育館、病院、集客施設等多数の者が利用し、一定の規模を持つ建築物が対象です。（法第14条1号に該当する建築物）

・被災時に甚大な被害が発生することが想定される危険物を取り扱う建築物

危険物倉庫や化学工場など危険物を貯蔵・処理する建築物が対象です。（法第14条2号に該当する建築物）

・地震発生時に通行を確保すべき道路に面する建築物

倒壊により避難のための道路を塞ぐおそれのあるものとして、耐震改修促進計画で指定する道路の沿道建築物が対象です。（法第14条3号に該当する建築物）

③ 市有建築物

市有建築物については、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となること、また、多数の市民が利用する施設が多いことから、積極的に耐震化を促進します。

(5) 用語の定義

本計画で使用する主な用語の定義は以下のとおりです。

- | | |
|---------------------|---|
| • 耐震改修促進法 | 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の略称で、平成 7 年 12 月 25 日に施行された。また、平成 17 年 11 月 7 日には、改正耐震改修促進法が公布され、平成 18 年 1 月 26 日に施行された。
さらに、平成 25 年 5 月 29 日には、東日本大震災の教訓等を踏まえ、耐震化をさらに促進する必要性から、2 回目の改正が行われた。 |
| • 耐震診断 | 地震に対する安全性を評価すること。 |
| • 耐震改修 | 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備を行うこと。 |
| • 新耐震基準 | 現行の耐震基準は、「新耐震基準」と呼ばれているもので、昭和 56 年の大改正以降、数度の見直しが行われたもの。 |
| • 旧耐震基準 | 昭和 56 年 6 月 1 日に施行された「新耐震基準」より前の耐震基準。 |
| • 要緊急安全確認
大規模建築物 | 不特定かつ多数の者が利用する建築物、避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物又は危険物の貯蔵場及び処理場のうち、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物。 |
| • 緊急輸送路 | 災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の輸送等を迅速かつ的確に実施するために位置づけられている道路。 |

第1章 上位計画

1. 上位計画

(1) 国の基本方針（平成28年3月改正）

法第4条に基づき、国土交通大臣が定める耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国の基本方針）の概要は以下のとおりです。

1. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 国、地方公共団体、所有者等の役割分担。
- 公共建築物の耐震化の促進。
- 法に基づく指導等の実施。
- 計画の認定等による耐震改修の促進。
- 所有者等の費用負担の軽減等。
- 相談体制の整備及び情報提供の充実。
- 専門家・事業者の育成及び技術開発。
- 地域における取組の推進。
- その他、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策等地震時の安全対策。

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 住宅の耐震化率（現状42%）及び多数の者が利用する建築物の耐震化率（現状90%）を、それぞれ令和6年までに少なくとも95%とすることを目標とする。
- 令和10年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。
- （この間に、住宅で約130万戸、多数の者が利用する建築物で約3万棟の耐震診断・耐震改修の実施を目標とする。）

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- 建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべき。

4. 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- 地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。

5. 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

- 都道府県耐震改修促進計画を速やかに作成。
- 耐震改修等の目標を策定。また、公共建築物については、速やかに耐震診断を行い、結果の公表に取組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定する。
- 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策の策定。
- 詳細な地震防災マップの作成、相談窓口の設置、パンフレットの配布、講習会の開催、情報提供、啓発・知識の普及、町内会等との連携策について記載。
- 建築基準法による勧告又は命令等の実施。

出典：国土交通省HP

(2) 第2次輪島市総合計画（平成29年策定）

第2次輪島市総合計画において、防災の考え方及び建築物の耐震化について、以下のように示されています。

《 基本方針 》

- 本市の地形や河川、海岸の状況等を踏まえ、風水害や地震等の災害に強い、安全なまちづくりを目指す。
- 治山・治水や河川改修、避難路の整備、海岸整備など、防災対策に関する諸事業を推進するとともに、災害時の迅速な対応体制の強化をはじめ、市民の防災意識の抑揚、自主防災組織の育成・強化など、災害予防対策の充実に取り組む。

《 計画 》（関連項目のみ）

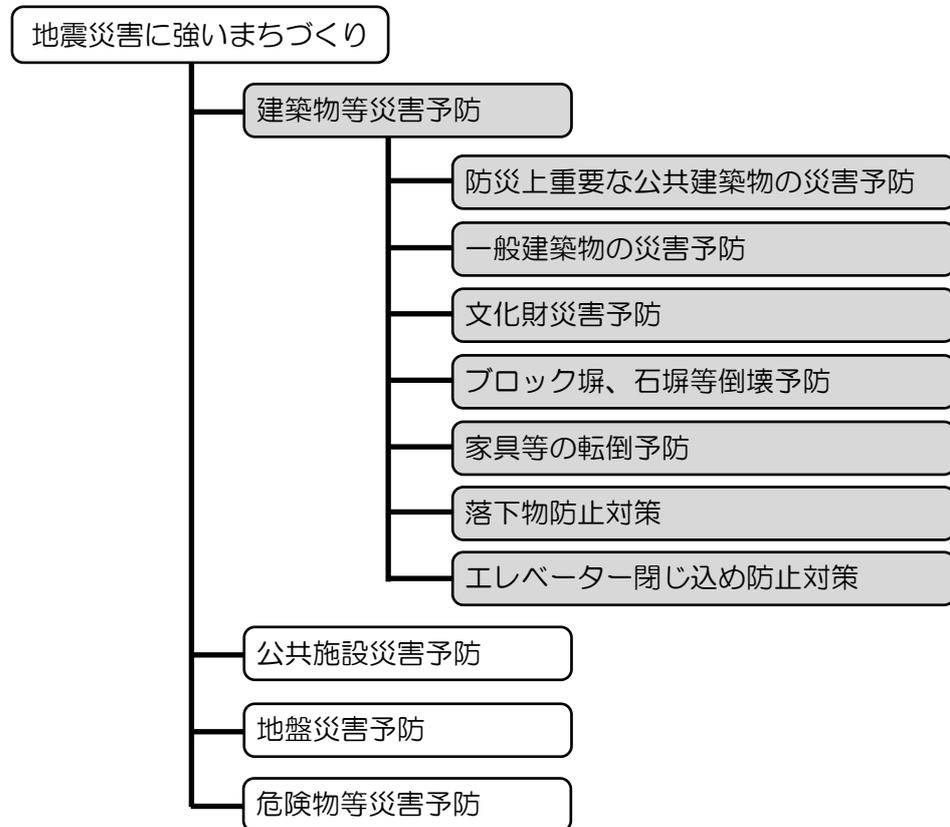
○防災・減災対策の強化

- 災害時の防災拠点と位置付ける市役所庁舎等の新設も含めた耐震化及び防災拠点化、文化会館等公共施設及び橋梁等の耐震化・長寿命化の推進及び老朽設備の更新に取り組む。

(3) 輪島市地域防災計画（平成26年修正）

輪島市地域防災計画は、「一般災害対策編」、「地震災害対策編」、「津波災害対策編」、「原子力災害対策編」、「事故災害対策編」の5編から構成されています。

このうち、「地震災害対策編」において、地震災害に強いまちづくりに向けて、建築物や公共施設等の災害予防として以下の項目が示されています。



第2章 輪島市の現況

1. 輪島市の地形

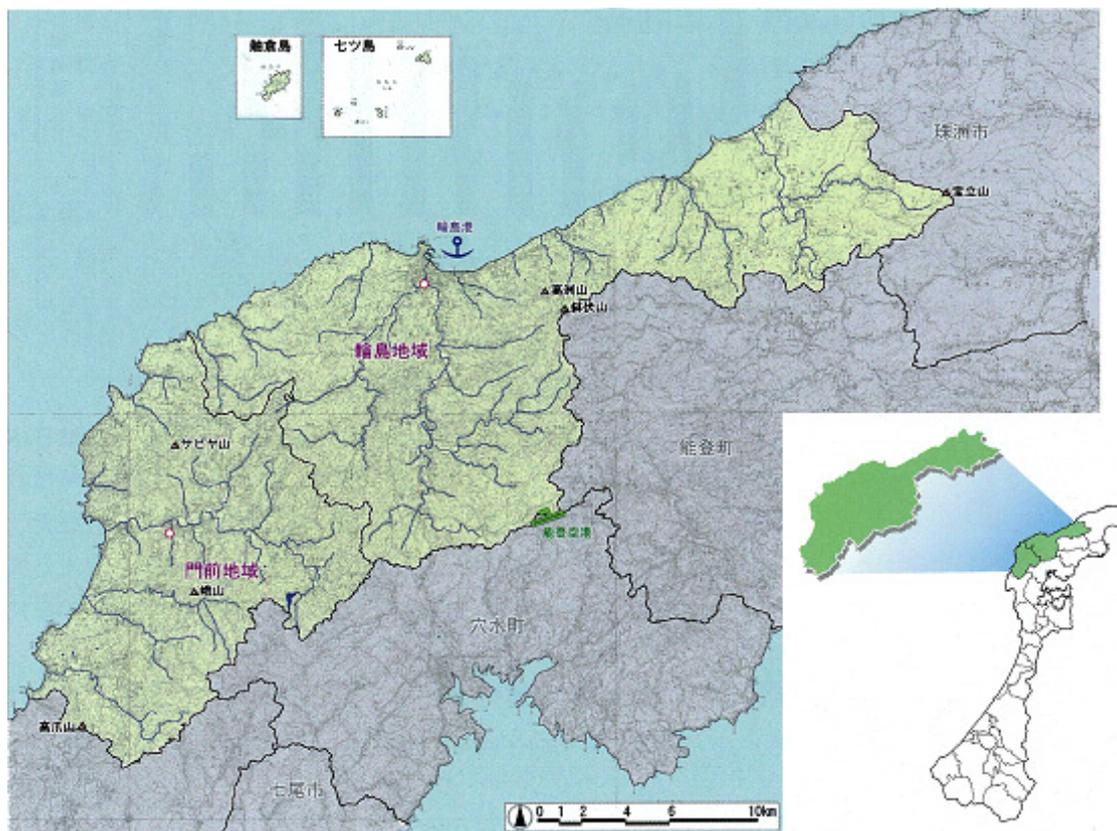
(1) 地形

本市は、能登半島の北西に位置し、東から西にかけて三方に山脈が連なり、海岸に面して急傾斜となっており、海岸部の低地や広範な平野が少ないのが特徴です。

また山地部は、低標高の小起伏山地と丘陵地から構成されていますが、無数の地滑り地帯が点在しています。

河川は、長大なものではなく町野川、河原田川、ハケ川等を除いては、10 km以下の流路長の短いものが多くを占めています。

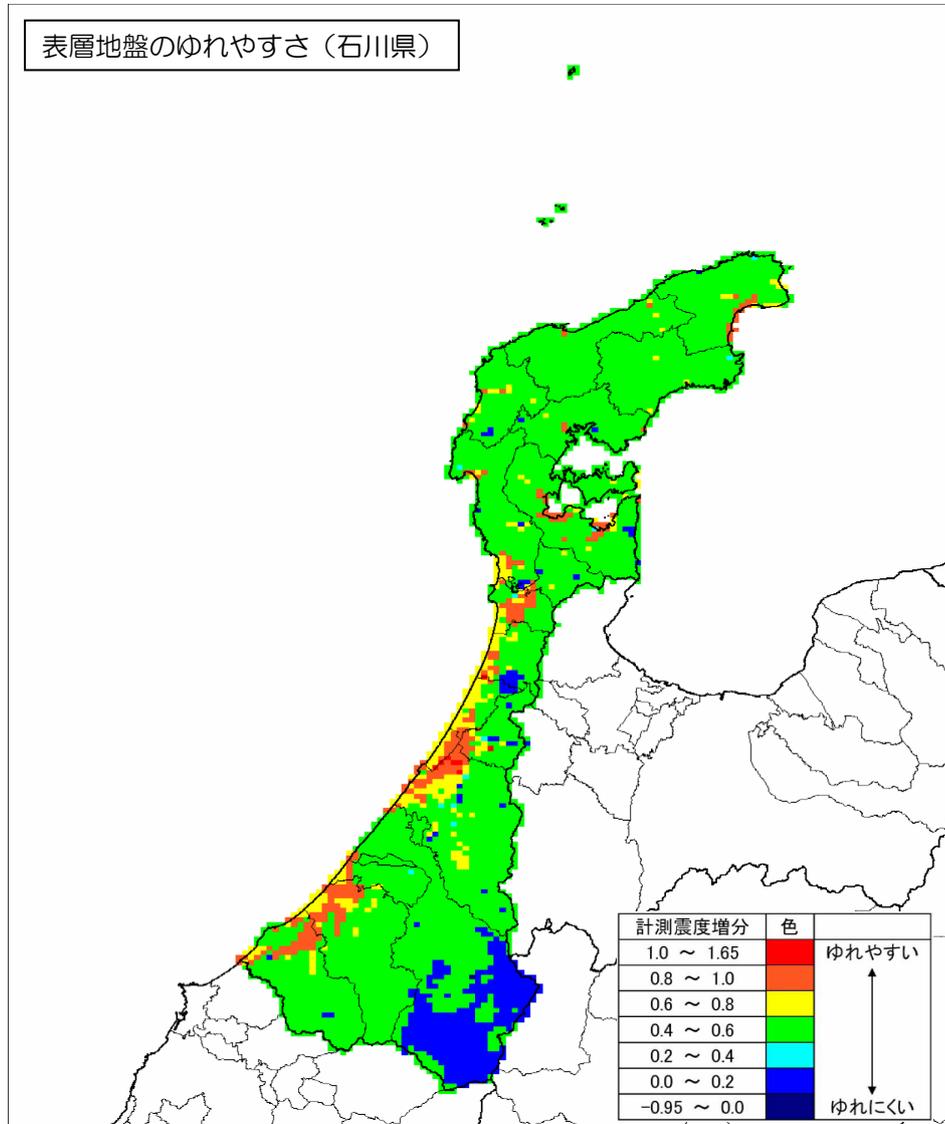
海岸は、大部分が岩石海岸からなり、岬と岬の湾曲部、河川の河口付近に砂浜海岸が点在しており、波浪侵食の著しい急崖の一部は景勝地となっています。



(2) 表層地盤のゆれやすさ

国においては、全国を1km四方に区切って、どの地域が相対的にゆれやすいか（計測震度がどれだけ増幅されるか）を概括的に表したマップを都道府県別に作成し、「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」として、平成17年10月に公表しています。

石川県のゆれやすさを見ると、平野や川に沿った地域では比較的ゆれやすくなっている一方、山間部では比較的ゆれにくくなっていることがうかがえます。



「表層地盤のゆれやすさ」とは

地震による地表でのゆれの強さは、主に震源断層に関する「震源特性」、震源からの地震波の伝播経路に関する「伝播特性」、表層地盤のかたさ・やわらかさに関する「地盤特性」の3つによって異なる。

一般には、地震の規模（マグニチュード）が大きい（震源特性の1つ）ほど、また、震源から近い（伝播特性の1つ）ほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い（地盤特性）によってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなる。この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。

出典：内閣府

2. 活断層

活断層は、一般的に最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層を指し、地質時代の第四紀、約 200 万年前から現代までの間に動いたとみられる断層です。

能登半島には、長さ数kmの活断層が比較的多く分布しており、本市の近傍に位置する活断層は下表のとおりです。

なお、地震は活断層が明らかになっていない地域でも発生しており、平成 19 年の能登半島地震では、「新編日本の活断層」（1991 年 東京大学出版会）に記載されておらず、今まであまり知られていなかった半島沿岸の活断層が動いたとされています。

■ 輪島市近傍の活断層

図面番号	断層名	確実度	活動度	長さ (km)
①	小又西方	Ⅱ	C	2.5
②	原断層	I	C	1.5
③	谷内西方	Ⅱ	C	2
④	酒見断層	I	B	4
⑤	高爪山西方	Ⅱ	C	1.5
⑥	富来川断層	Ⅱ	B	2
⑦	田尻滝西方	Ⅱ	C	2
⑧	越ヶ口西方	Ⅱ	C	0.5
⑨	二口西方	Ⅱ	C	1
⑩	富来川南岸断層	Ⅱ	B	2

資料：石川県地域防災計画（一部抜粋）

断層名：確実度の低い断層については、断層名のかわりにその断層の通過地域名を記したのものもある。

確実度Ⅰ：活断層であることが確実なもの

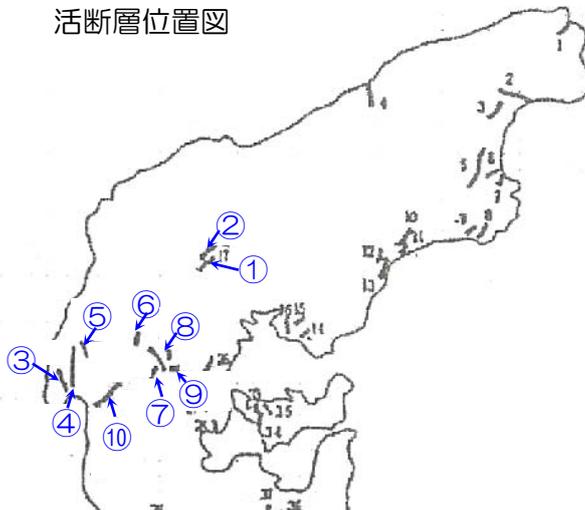
確実度Ⅱ：活断層であると推定されるもの

活動度A：平均変位速度が 1m/1,000 年以上、10m/1,000 年未満のもの

活動度B：平均変位速度が 10 cm/1,000 年以上、1 m/1,000 年未満のもの

活動度C：平均変位速度が 1 cm/1,000 年以上、10 cm/1,000 年未満のもの

活断層位置図



3. 地震履歴

本市における過去の地震履歴をみると、能登半島周辺では、1729年（享保14年）にM6.6～7の地震が発生し、能登半島先端付近で死者、家屋損壊や山崩れなどの被害が発生しています。

明治以降では、1892年（明治25年）のM6.4、1896年（明治29年）のM5.7、1933年（昭和8年）のM6.0といった被害地震が発生しています。

最近では、1993年（平成5年）の能登半島沖地震と2000年（平成12年）の石川県西方沖地震、2007年（平成19年）の能登半島地震が挙げられます。

本市で震度4以上を記録した地震とその被害状況は下表のとおりです。

■本市で震度4以上を記録した地震（明治以降）

年月日	震源地域又は名称	規模(M)	輪島の震度	被害状況等
1892年12月9日 (明治25年)	能登南西部地震	6.4	X	能登で家屋、土蔵の損壊、11日にも同程度の地震があり、羽咋郡で死者1人、全壊2。
1896年4月2日 (明治29年)	能登半島	5.7	X	蛸島村で土蔵倒壊2、家屋損壊15、祿剛崎灯台破損。
1933年9月21日 (昭和8年)	七尾湾地震	6.0	4	鹿島郡で死者3人、家屋倒壊2、破損143。
1944年12月7日 (昭和19年)	東南海地震	7.9	4	石川県での被害：住家全壊3。
1948年6月28日 (昭和23年)	福井地震	7.1	4	石川県では大聖寺、片山津等において死者41人、負傷者453人、住宅全壊802棟、半壊1,274棟等の被害が発生。
1952年3月7日 (昭和27年)	大聖寺沖地震	6.5	4	石川、福井両県において死者7人、負傷者8人、家屋半壊4、破損82、焼失27
1964年6月16日 (昭和39年)	新潟地震	7.5	4	石川県では、津波により穴水湾を主に床上浸水4、床下浸水131、田畑冠水。
1985年10月18日 (昭和60年)	能登半島沖	5.7	4	負傷者1人、文教施設29、被害総額1,800万円。
1993年2月7日 (平成5年)	能登半島沖地震	6.6	5	地震の概要 平成5年2月7日、22時27分頃、能登半島沖でマグニチュード6.6の地震があり、輪島で震度5の強震を記録したほか、金沢、富山、高岡、伏木でも震度4の中震を記録するなど、北陸地方を中心に東北から中国地方の広い範囲で地震を記録した。この地震により、珠洲市を中心に次のような被害が発生した。 負傷者29人、住宅全壊1、半壊20、一部損壊1、非住宅14、道路被害142、水道断水2,355ヶ所等。被害総額42億円。
2000年6月7日 (平成12年)	石川県西方沖	6.2	4	地震の概要 平成12年6月7日、7時6分、石川県西方沖でマグニチュード6.2の地震があり、小松市で震度5弱を記録したほか、北陸で震度1～4、東北、中部、近畿、中国、四国地方で震度1～3を記録した。
2007年3月25日 (平成19年)	能登半島地震	6.9	6強	輪島市等で震度6強を観測したほか、広い範囲で震度5弱以上を観測。

年月日	震源地域又は名称	規模(M)	輪島の震度	被害状況等
2008年1月26日 (平成20年)	石川県能登地方	4.8	5弱	特になし
2010年2月7日 (平成22年)	石川県能登地方	4.0	4	特になし
2012年2月8日 (平成24年)	佐渡付近	5.7	4	特になし
2014年11月22日 (平成26年)	長野県北部	6.7	4	特になし
2015年2月1日 (平成27年)	富山湾	4.4	4	特になし
2020年3月13日 (令和2年)	石川県能登地方	5.5	5強	特になし

※Xは記録なし。

資料：県地域防災計画（一部抜粋）
金沢地方気象台

4. 能登半島地震の経験

(1) 能登半島地震の概要

2007年（平成19年）3月25日午前9時41分頃、能登半島沖を震源とするマグニチュード6.9、震源深さ11kmの地震が発生し、七尾市、輪島市、穴水町で震度6強を、志賀町、中能登町、能登町で震度6弱を観測しました。

この地震により、本市では、死者1人、重傷を含む負傷者は115人を数え、住家も全壊、半壊、一部破損を合わせて約12,000棟が被害を受けました。

さらに、水道管の破損をはじめ、道路の陥没や隆起、亀裂が相次ぎ、斜面やのり面の崩落により道路が通行止めとなるなど、多大な被害に見舞われました。

なお、今回の能登半島地震は、1640年（寛永17年）の大聖寺の地震（マグニチュード6.3～6.7）以降、県内では過去最大規模の地震になると言われています。

■能登半島地震の概要

発生年月日	2007年（平成19年）3月25日9時41分頃	
震央地名	能登半島沖（北緯37.2度、東経136.7度、輪島西南西40km付近）	
規模	マグニチュード6.9	
震度	震度6強：石川県七尾市、輪島市、穴水町 震度6弱：石川県志賀町、中能登町、能登町 震度5強：石川県珠洲市 震度5弱：石川県羽咋市、かほく市、宝達志水町 富山県富山市、滑川市、氷見市、小矢部市、射水市、舟橋村 新潟県刈羽村	
輪島市	人的被害	・死者：1人 ・行方不明者：0人 ・負傷者 重傷：46人 軽傷：69人 計：115人
	住家被害	・全壊：513棟 ・一部損壊：9,988棟 ・半壊：1,086棟 ・非住家被害：2,899棟
	出火件数	なし

資料：総務省消防庁（発生年月日、震央地名、規模、震度）
石川県危機対策課（人的被害、住家被害、出火件数）

(2) 建物の被害状況

能登半島地震における本市の建物被害状況は下表に示すように、全壊数が 500 棟を超え、倒壊家屋も多くみられ、これらの多くは在来工法の古い木造住宅が占めています。

家屋被害は、本市の中心部、門前町道下、同門前等に集中してみられ、また、全壊家屋は、本市の門前町、鳳至町など、海岸平野に多くみられました。

■能登半島地震による建物被害

(棟)

	全壊	半壊	一部破損	非住家被害
輪島市	513	1,086	9,988	2,899

※平成 21 年 3 月 3 日現在

資料：石川県危機対策課



住家の被害状況〔門前町〕



輪島塗の土蔵の被災状況〔河井町〕

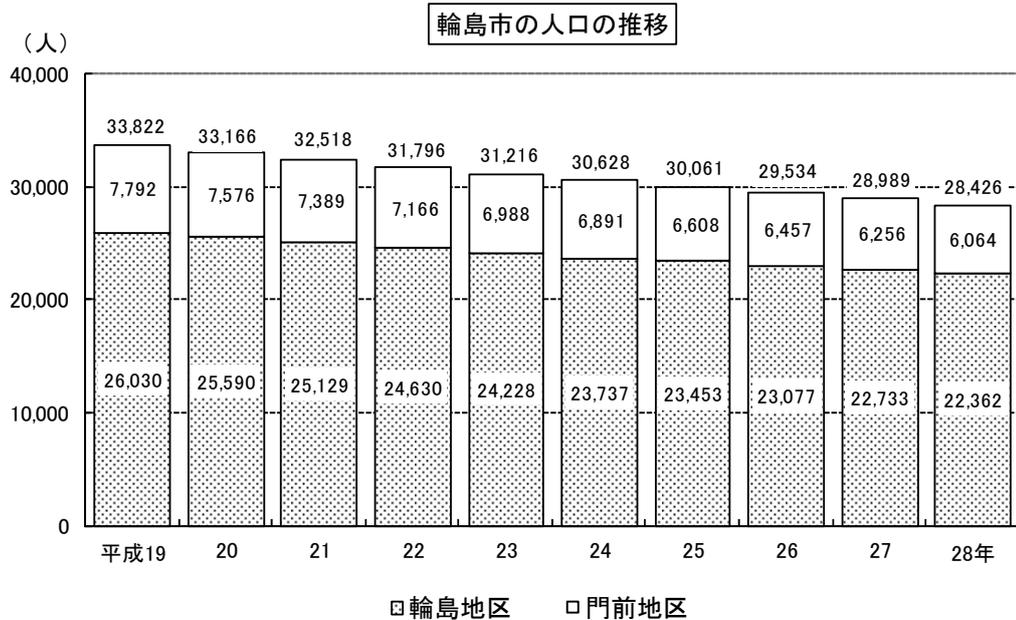
資料：内閣府資料

5. 人口・世帯数

(1) 人口

本市の令和元年1月1日現在の人口は26,407人で、過去10年間の推移をみると漸減傾向で推移しています。

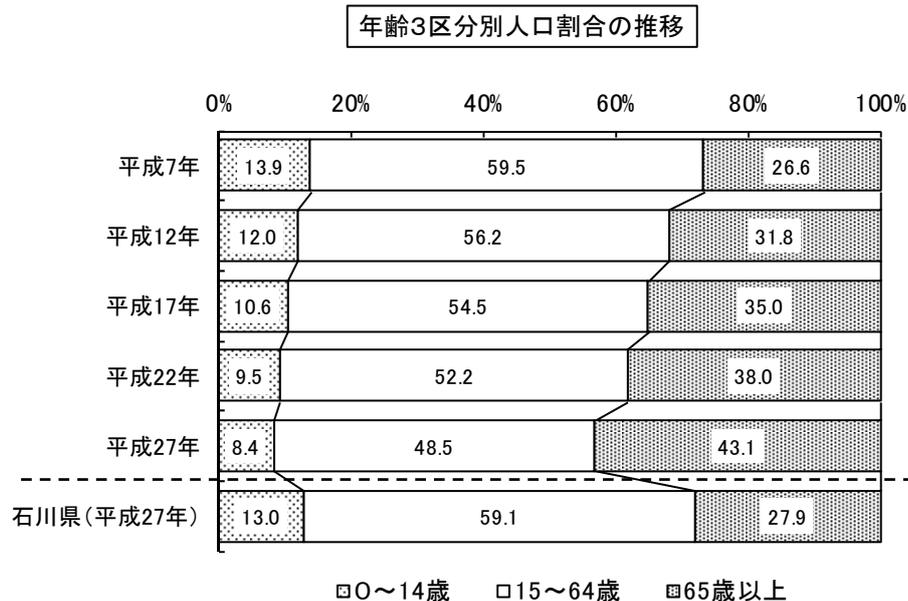
また、地区別では、輪島地区、門前地区ともに漸減傾向にあり、平成19年と比べて輪島地区は約5,000人、門前地区は約2,500人減少しています。



※各年4月1日現在

出典：住民基本台帳

また、年齢3区分別人口割合の推移をみると、0～14歳並びに15～64歳の人口割合の減少と65歳以上人口割合の増加が顕著であり、少子高齢化が進行しています。特に65歳以上人口の割合（高齢化率）は、県平均を大幅に上回っています。

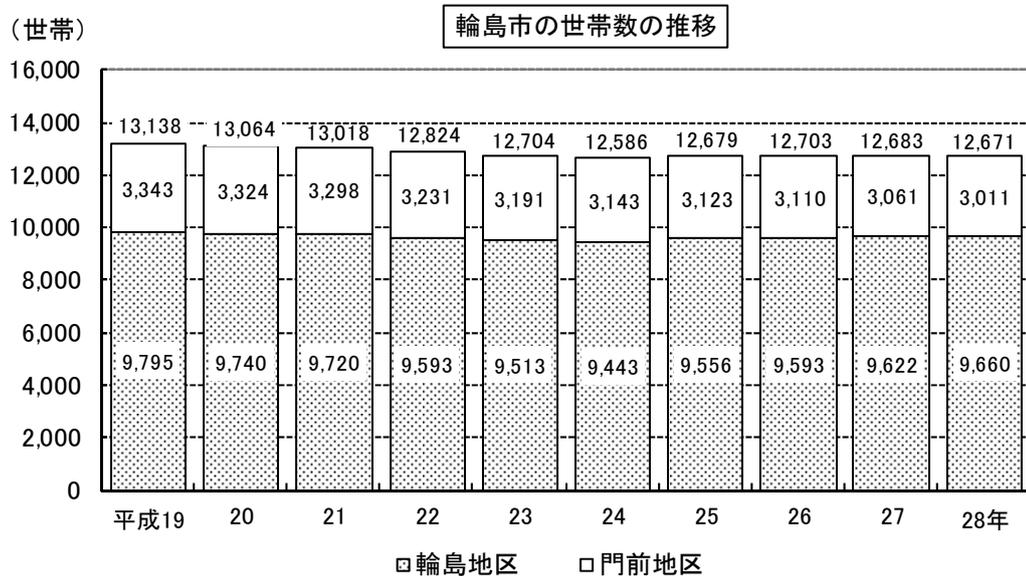


出典：国勢調査

(2) 世帯数

本市の令和元年1月1日現在の世帯数は12,500世帯で、横ばいから微減傾向で推移しています。

地区別では、門前地区は減少、輪島地区は横ばいから微減傾向にありますが、平成19年と比べて輪島地区は約90世帯、門前地区は約550世帯減少しています。

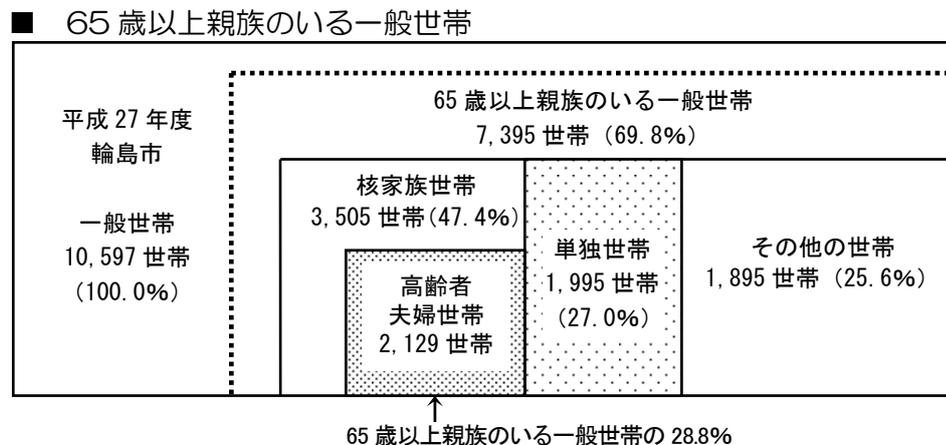


※各年1月1日現在

出典：住民基本台帳

また、平成27年国勢調査における65歳以上親族のいる一般世帯数は7,395世帯（全一般世帯の69.8%）で、このうち高齢者単独世帯数は1,995世帯（65歳以上親族のいる世帯数の27.0%）となっています。

また、65歳以上親族のいる世帯数における高齢者夫婦世帯数も2,129世帯（同28.8%）となっています。



資料：平成27年国勢調査

第3章 想定地震の規模・被害の予測結果

1. 石川県地域防災計画（平成 28 年3月）における想定結果

県では、過去に発生した地震の震源分析とその規模、活断層の分布と活動度などから「大聖寺」、「加賀平野」、「邑知潟」、「能登半島北方沖」の4つの地震を想定しています。

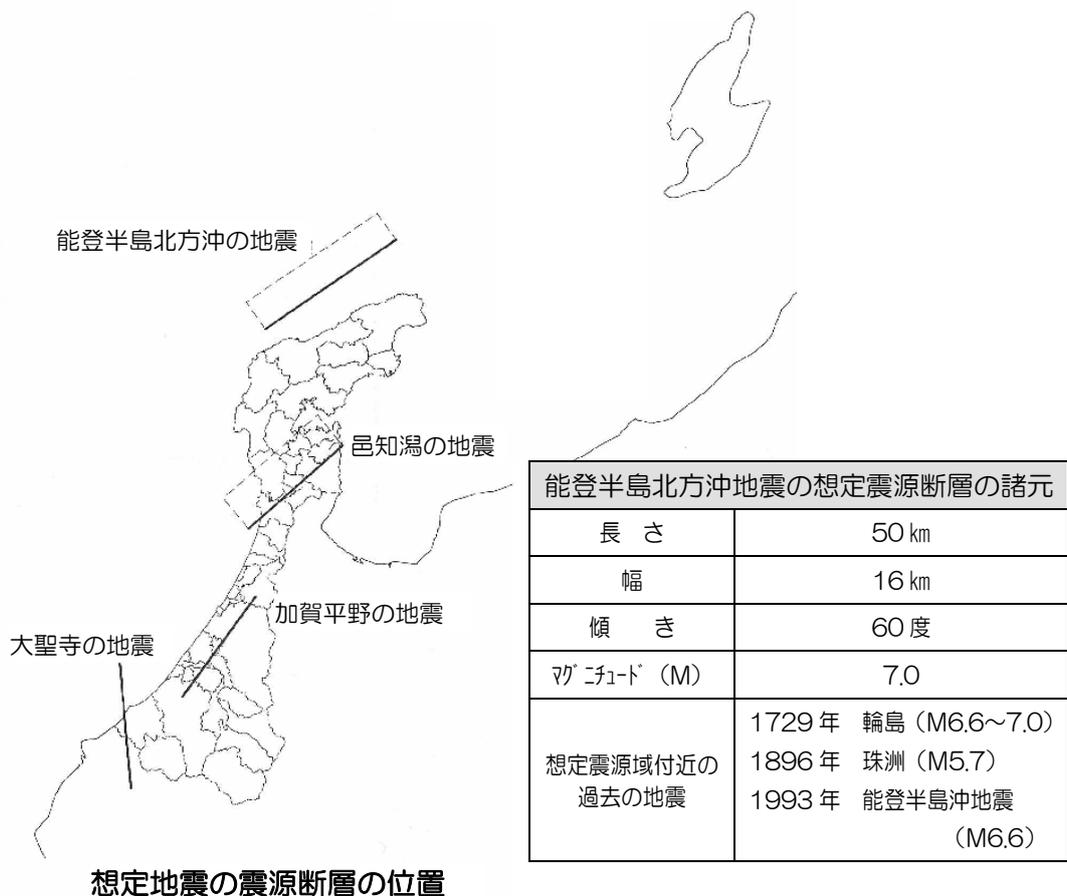
本市にかかわる「能登半島北方沖地震」については、各種の被害、影響を予測しており、以下に被害予測結果を示します。

(1) 能登半島北方沖地震の設定について

1993年（平成5年）の能登半島沖地震及びその余震の震源は、北へ約60度の傾きを持った面上に分布します。

1993年（平成5年）の地震の震央と1985年（昭和60年）の7月と10月に発生した地震の震央を結ぶ線は、能登半島北縁の海岸線とほぼ平行になります。この線は、海底地形の急峻部にも相当します。

そこでこれらの地震の震央を結んだ線をもとに、想定震源断層を設定しました。



(2) 予測結果

能登北部地域を中心に震度5弱以上の強い揺れとなります。断層の近くや谷あいでは震度6弱以上の非常に強い揺れとなるところもあり、地盤の液状化が発生しやすくなっています。

被害は能登北部地域に集中します。震源に近い本市で100棟余りの全壊、4件の出火が発生しますが、延焼には至りません。ただし、地震発生時刻や気象条件・初期消火活動の状況によって火災による被害は大きくなるため注意が必要です。

死傷者も能登北部地域に集中します。この地震では、本市を除いて全壊建物は少ないものの、半壊建物内での死傷者が多数発生するものと考えられます。

したがって、家具の固定や家屋の補強など日頃からの心がけによって死傷者の数を減らすことが可能です。

避難者は、本市など全県で2,800人程度となり、避難所の開設や仮設住宅の建設が課題となります。

■能登半島北方沖の地震による被害予測（能登北部地域）

	建物全壊		炎上出火件数	延焼棟数	死者数	負傷者数	要救出者数	避難者数	上水道配水管	
	棟	率(%)							被害箇所	被害箇所(km)
輪島市	115	1.1	4	0	2	79	42	1,085	869	5.2
珠洲市	1	0.0	0	0	1	63	0	768	255	1.3
穴水町	1	0.0	0	0	1	13	2	151	85	1.0
能登町	1	0.0	0	0	1	10	2	134	292	1.2
計	118	0.3	4	0	5	165	46	2,138	1,501	2.0

※「全壊」には倒壊建物が含まれる。

出典：石川県地域防災計画

第4章 耐震化の現状と目標設定

1. 住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

令和元年現在、本市における住宅の現状をみると、耐震化の対象とする住宅数9,980戸のうち、45.2%が耐震性ありとなっています。

■耐震化の対象とする住宅の現状

単位:[戸]

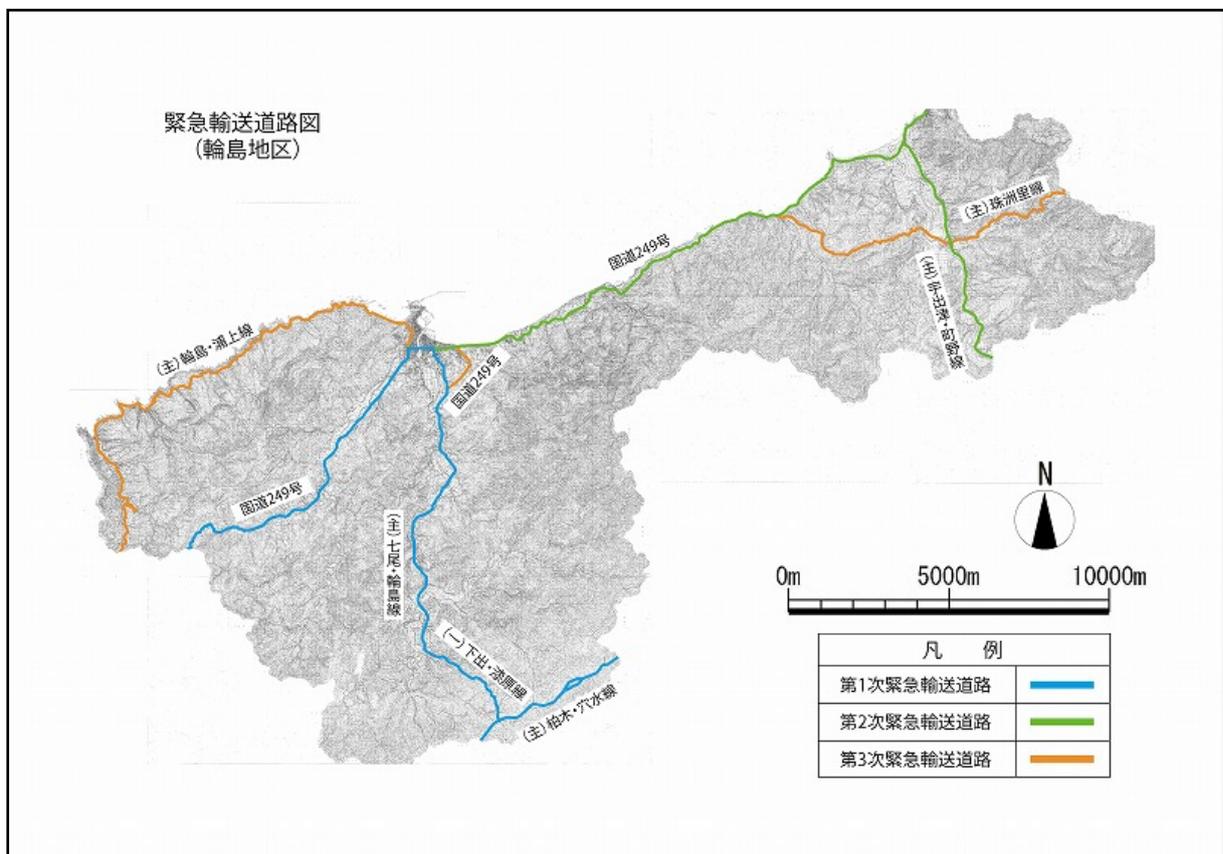
	耐震性 あ り	耐震性 不 十 分	合 計
R元年末時点での住宅耐震化の現状	4,507 (45.2%)	5,473 (54.8%)	9,980 (100.0%)

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

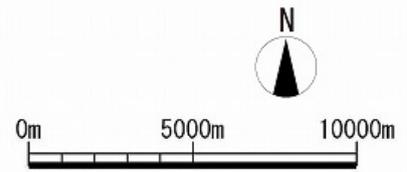
本市における多数の者が利用する建築物の耐震化の現状は、総棟数 43 棟の 79.6%は耐震性がありますが、残り 20.4%は、耐震性が不十分となっています。

用途	総棟数		現状の耐震化率
	耐震性あり	耐震性なし	
住宅	10	9	90.0%
学校	14	14	100.0%
体育館	5	3	60.0%
病院、診療所	1	1	100.0%
劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場	3	2	66.7%
百貨店、マーケット	1	0	0.0%
ホテル、旅館	5	2	40.0%
事務所	1	1	100.0%
幼稚園、保育所	3	3	100.0%
工場	2	1	50.0%
福祉施設	3	2	66.7%
その他公益施設	6	4	66.7%
輪島市全体	54	43	79.6%

※用途別の多数の者が利用する建築物の内訳は、参照参考



緊急輸送道路図
(門前地区)



凡 例	
第1次緊急輸送道路	
第2次緊急輸送道路	
第3次緊急輸送道路	

2. 住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

令和6年度末の耐震化率は、住宅・多数の者が利用する建築物ともに90%を目標とします

(1) 住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

本市では、令和6年度までに、**耐震化率90%**にすることを目標とします。

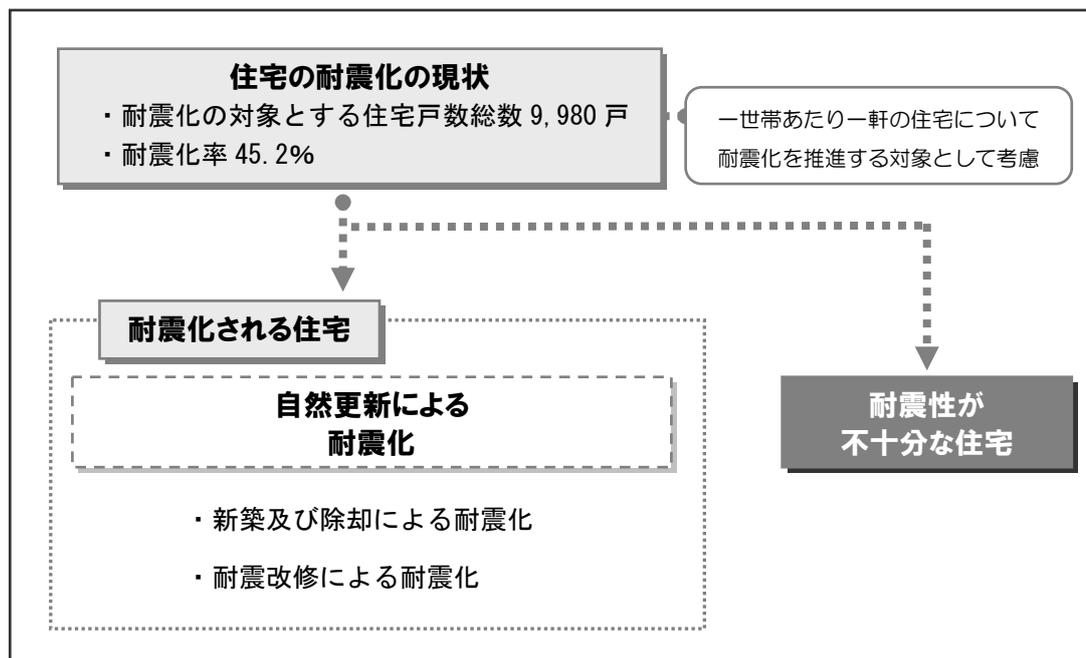
(2) 必要な耐震化戸数推計の流れ

本市の令和元年度における耐震化の対象とする住宅戸数の総数は、9,980戸です。このうち、耐震性のある住宅戸数は4,507戸で、耐震化率は45.2%となります。

目標年次である令和6年度末までに必要な耐震化戸数の設定には、自然に建替えられる建物数の推計等を加味し、必要な耐震化戸数を設定する必要があります。

耐震化戸数の設定には、以下の流れで推計します。

■耐震化戸数設定の流れ



(3) 住宅における耐震化の目標実現に向けて必要な耐震化戸数の推計

耐震化率90%を達成するには、約4,200戸の耐震化が必要です

耐震化の対象とする住宅の耐震化率を目標の90%とするためには、自然更新を除き、今後約4,200戸の住宅について、耐震化を図ることが必要となります。以下では、その推計方法を示します。

1) 自然に耐震化される住宅の推計（自然更新）

老朽化等に応じて、新築や除却、耐震改修が自主的に行なわれるなどにより、自然に住宅が耐震化されることが考えられます。（自然更新）

以下では、自然更新によって耐震化される住宅を推計します。

【自然更新として耐震化される住宅の主な対象】

- 住宅の新築及び除却による耐震化
- 住宅の耐震改修による耐震化

① 住宅の新築及び除却による耐震化

住宅が新築される場合は、現在の耐震基準に従って建てられるため、全て耐震化されるものとして考えます。

近年4年間のデータから見ると、住宅の新築は年平均49戸程度行われているため、令和6年度までの5年間では245戸が新築されると推計されます。

■新築住宅戸数の推計

年度別新築住宅戸数		年平均 新築住宅戸数	R6までの 新築住宅戸数 [A]
R1 (2019)	55	49	245
H30 (2018)	55		
H29 (2017)	45		
H28 (2016)	42		

一方、住宅の除却については、近年4年間のデータから見ると、年平均49戸程度行われているため、令和6年度までの5年間では245戸が除却されると推計されます。

なお、除却された住宅は、全て耐震性の無い住宅と想定します。

■除却住宅戸数の推計

年度別除却住宅戸数		年平均 除却住宅戸数	R6までの 除却住宅戸数 [B]
R1 (2019)	98	49	245
H30 (2018)	49		
H29 (2017)	29		
H28 (2016)	23		

② 住宅の耐震改修による耐震化

市民の意識醸成や判断等により、自主的に耐震改修が行われることが考えられます。

近年4年間のデータから見ると、年平均6戸が耐震改修を行っています。そのため令和6年度までの5年間では30戸が耐震改修を行うと推計されます。

■耐震改修住宅戸数の推計

年度別 耐震改修住宅戸数		年平均 耐震改修住宅戸数	R6までの 耐震改修住宅 戸数 [C]
R1 (2019)	17	6	30
H30 (2018)	4		
H29 (2017)	3		
H28 (2016)	1		

2) 将来における住宅の耐震化戸数（自然更新）

これまでの推計から、耐震化される住宅戸数（自然更新）を推計すると、30戸となります。

このとき、将来の住宅総数に対する耐震化率は、47.6%となります。

■住宅の耐震化戸数

R6 までの新築住宅戸数	: [A]	245	
R6 までの除却住宅戸数	: [B]	245	
R6 までの耐震改修住宅戸数	: [C]	30	
R1 の住宅総数	: [D]	9,980	
R1 の耐震性のある住宅戸数	: [E]	4,507	
R6 までの耐震化住宅戸数	: [F]	275	[A]+[C]
R6 の耐震化住宅戸数	: [G]	4,752	[E]+[F]
R6 の住宅総数	: [H]	9,980	[D]+([A]-[B])
R6 の住宅の耐震化率		47.6%	[G]÷[H]

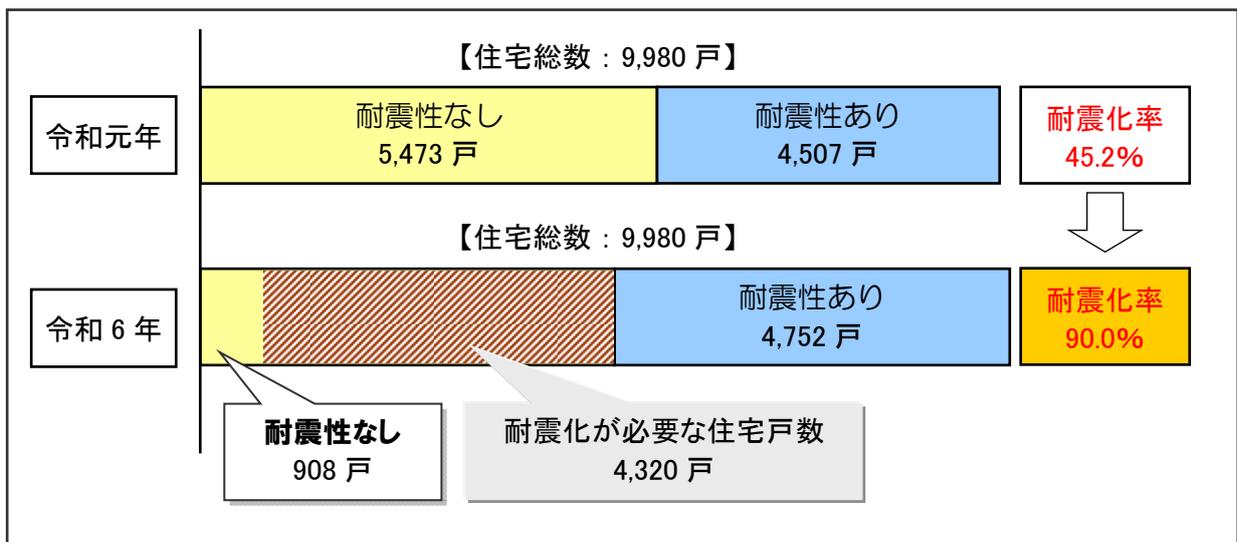
3) 住宅の耐震化の目標実現に向けて必要な耐震化戸数

前項で推計した令和6年における耐震化の対象とする住宅の耐震化47.6%から、耐震化の目標90%を実現するためには、今後、約5,500戸の耐震性の無い住宅を耐震化していくことが必要となります。

■必要な耐震化の戸数（住宅）

R6 の住宅総数	: [H]	9,980	
R6 の住宅の耐震化戸数	: [G]	4,752	
耐震化率の目標	: [I]	90%	
R6 までに必要な耐震化の住宅戸数	: [J]	4,230	([H]×[I])-[G]

■必要な耐震化の戸数（住宅）



(4) 多数の者が利用する建築物における耐震化の目標実現に向けて必要な耐震化棟数の推計

耐震化率90%を達成するには、7棟の耐震化が必要です

本市における多数の者が利用する建築物の総数は、54 棟あります。このうち、耐震性のある建築物は 42 棟で、現状における耐震化率は 77.8%です。

多数の者が利用する建築物の耐震化率について、目標の 90%を達成するためには、今後7棟の耐震化を図ることが必要となります。

なお、7棟の耐震化を図ると、耐震化率は結果として 90.7%となります。

【多数の者が利用する建築物総数：64 棟】



改修・建替(7 棟)

■必要な耐震化の戸数（多数の者が利用する建築物）

用途	総棟数			現状の耐震化率
		耐震性あり	耐震性なし	
住宅	10	9	1	90.0%
学校	14	14	0	100.0%
体育館	5	3	2	60.0%
病院、診療所	1	1	0	100.0%
劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場	3	2	1	66.7%
百貨店、マーケット	1	0	1	0.0%
ホテル、旅館	5	2	3	40.0%
事務所	1	1	0	100.0%
幼稚園、保育所	3	3	0	100.0%
工場	2	1	1	50.0%
福祉施設	3	2	2	66.7%
その他公益施設	6	5	1	66.7%
輪島市全体	54	43	11	79.6%

耐震化の促進

耐震化率90%に必要な棟数	目標達成率(耐震化率)
7	90.7%

第5章 耐震化促進に関する基本的考え方

1. 耐震化の促進にあたっての取組み方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識を持って取り組むことが大切です。

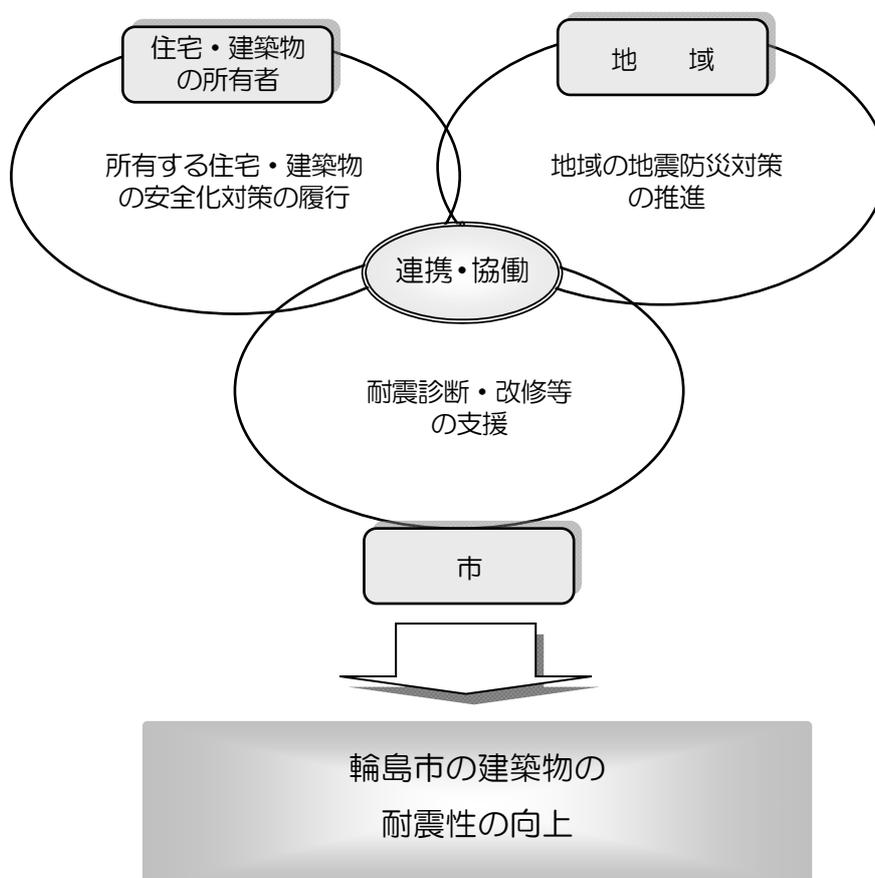
「自らの命や財産は自ら守る」という認識のもと、住宅・建築物の所有者等が、自ら耐震化を進めることが重要です。

市は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の充実などの必要な施策を講じ、耐震診断及び耐震改修の実施を促進します。

また、住宅や建築物の耐震化が進んだとしても、地震によるブロック塀の倒壊や火災等の二次災害によって地域全体が被災してしまう可能性があります。

このため、地域コミュニティ等を通じて、日頃から危険箇所の点検・把握や改善、地域内の耐震化等の地震防災対策に取り組むことが望めます。

こうした観点から、本計画においては、住宅・建築物所有者、市、地域の連携・協働により、住宅や建築物の耐震化を促進していくことを基本的な取組み方針とします。



2. 役割分担の考え方

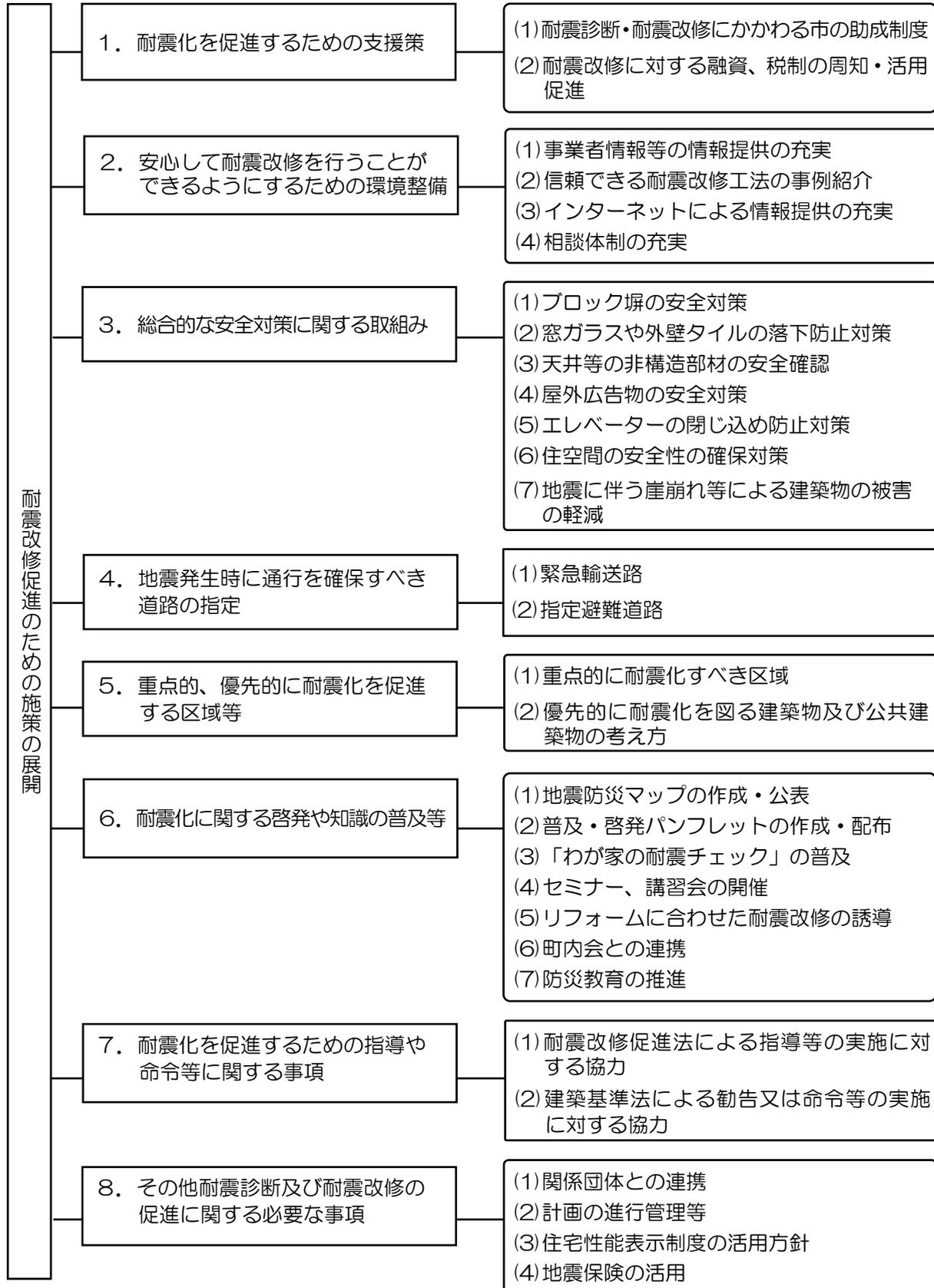
耐震化促進の役割分担については、「自らの生命は自ら守る」という考え方<自助>、「自らの地域はみんなで守る」という考え方<共助>、及び行政が担うべき考え方<公助>をもとに、市民、行政、地域、建築関係団体が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、住宅・建築物の耐震化を促進していきます。

■ 関係主体の役割

関係主体	役割区分
市民（建築物所有者）	<p>自助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有建築物の耐震診断、耐震改修の実施 ・ブロック塀の転倒防止 ・ガラス落下、家具の転倒防止等
地域	<p>共助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種情報の周知（パンフレットの配布等） ・広報等による啓発・周知 ・地域の危険箇所の点検など、地域防災対策の推進等
建築関係団体	<p>共助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの作成・配布等による情報の提供 ・耐震化促進のための普及・啓発 ・耐震窓口の設置や相談体制の整備 ・正確な耐震診断、確実な耐震改修工事の実施等
輪島市	<p>公助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化に関する知識の普及・啓発 ・効果的な耐震改修工法等の情報発信 ・耐震化にあつての費用負担等の軽減支援の拡充 ・防災関連機関や地元町内会との連携 ・市有建築物の耐震診断、耐震改修の促進 ・法に基づく指導等

3. 取組みの体系

住宅・建築物の耐震化を促進するため、以下の取組みの体系に基づき、様々な施策を総合的かつ効果的に展開していきます。



第6章 耐震改修促進のための施策の展開

1. 耐震化を促進するための市の助成制度

(1) 耐震診断・耐震改修にかかわる市の助成制度

本市では、旧耐震基準の木造住宅に対して、安全性の向上を図るため、一定の条件に該当する住宅について、耐震診断費用や耐震改修工事にかかる費用の一部を補助しています。

今後も補助事業の周知を図り、地震による建物の倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命及び財産を守るため、補助制度を活用した耐震改修を促進します。

■輪島市既存建築物耐震改修促進事業（耐震診断）の概要

主な要件	内 容
事業の概要	建物が地震に対してどの程度耐える能力を持っているか耐震診断で調査し、住宅の強度が不足する箇所に補強計画をした耐震設計に対して費用の一部を支援する制度。
補助対象住宅	所有者自らが居住する昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅。
補助対象工事	「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行）に基づく耐震診断とする。
補助金と負担の割合	耐震診断・耐震設計に要する経費のうち9万円（3/4）を上限として補助金を交付する。 ただし、耐震診断・耐震設計をしたのち、耐震補強工事をした場合は20万円（10/10）を上限として補助金を交付する。 （例）耐震診断・耐震設計費用：12万円→補助金額9万円 （例）耐震診断・耐震設計費用（+耐震補強工事を行う場合） ：25万円→補助金額20万円

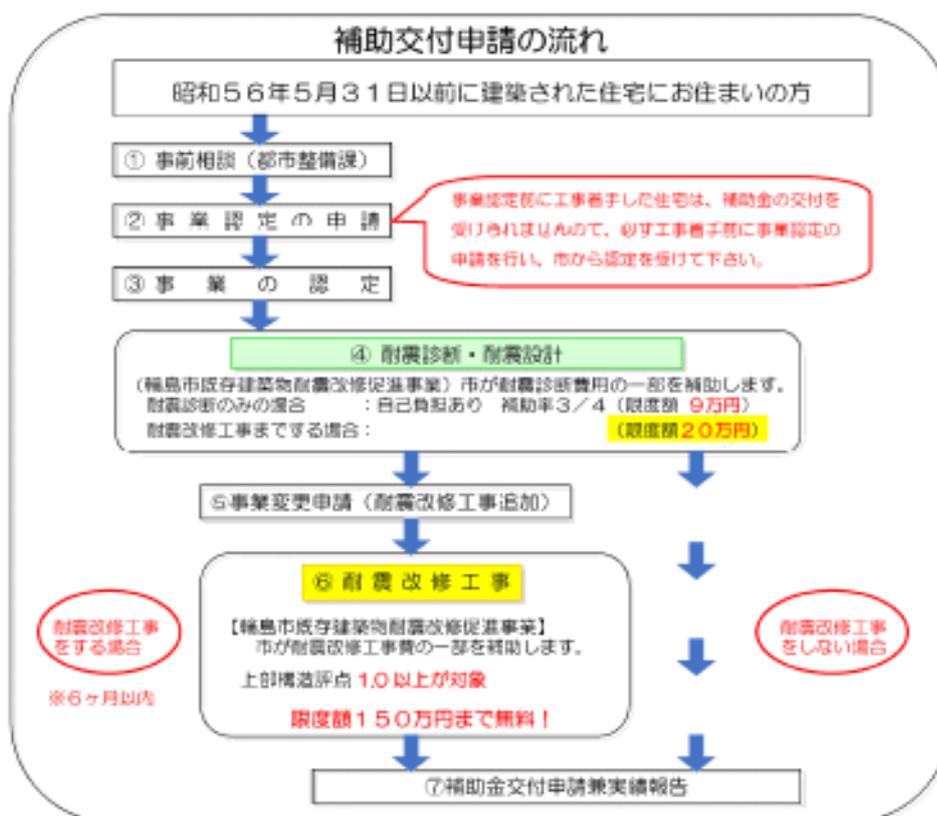
資料：「輪島市既存建築物耐震改修工事費補助制度」のご案内

■輪島市既存建築物耐震改修促進事業 耐震改修工事の概要

	一般型	簡易型
事業の概要	地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保することを目的に、耐震改修工事の費用の一部を補助する制度。	既存の木造住宅の修繕やリフォーム等を行う際に、耐震補強工事に要する費用の一部を支援することで、少しでも地震に強い住宅を増やし、市民の生命・財産を守ることを目的とする制度。
補助対象住宅	所有者自らが居住する昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建て住宅。	所有者自らが居住する昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅。 ただし、「能登ふるさと・住まいまちづくり支援事業（復興基金）」による支援を受けた住宅については補助対象外。

主な要件	一般型
補助対象工事	耐震診断を基に耐震設計を行い、耐震設計に基づく耐震改修を行う工事とする。
補助金額と負担の割合	耐震改修工事に要する経費の10/10にあたる金額を補助金として交付。ただし、一件あたりの補助金額は150万円を上限。 (評点 1.0 以上の場合)

資料：「輪島市既存建築物耐震改修工事費補助制度」のご案内



資料：輪島市HP

(2) 耐震改修に対する融資、税制の周知・活用推進

耐震改修に対する建物所有者の負担を軽減するための国の融資制度、税制優遇措置、保険料の軽減措置等について、市ホームページやパンフレット等による周知徹底と活用促進を図ります。

■融資制度の概要（令和2年4月現在）

対 象	主な内容
住 宅	<p>■住宅金融支援機構 概要：耐震改修工事又は耐震補強工事に対する融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム融資 融資限度額：1,000万円（住宅部分の工事費の80%以内） ・高齢者向け返済特例制度 融資限度額：1,000万円（住宅部分の工事費の80%以内） ・マンション共用部分リフォーム融資 融資限度額：戸当たり150万円（工事費の80%以内） ・賃貸住宅リフォームローン 融資限度額：1,000万円（工事費の80%以内）
建築物	<p>■日本政策金融公庫 社会環境対応施設整備資金（中小企業事業） 概要：防災に資する施設等の整備（改善及び改修を含む）を行うために必要な資金への融資</p> <p>融資限度額：直接貸付 7億2,000万円 代理貸付 1億2,000万円 融資期間：20年以内（据置期間2年以内）</p>

資料：住宅金融支援機構、日本政策金融公庫

■税制の概要

対 象	主な内容
住 宅	<p>■所得税 条件：令和3年12月31日までに自己住宅の耐震改修を完了した場合 ※昭和56年5月31日以前に着工された建築物 内容：平成31年6月30日までの間に住宅耐震改修をした場合、住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額に10%を乗じて得た額を控除（最高25万円）</p>
	<p>■固定資産税 条件：令和3年3月31日までに耐震改修が完了した場合 ※昭和57年1月1日以前から所在する建築物 ※工事費用が戸当たり50万円超のもの 内容：住宅に係る固定資産税（120㎡相当部分まで）を以下のとおり減額 平成30年3月までに工事を行った場合：1年間1/2に減額</p>
	<p>■住宅ローン減税 内容：住宅の耐震改修工事費用における年間ローン残高の1%を所得税額から控除（10年間適用、令和3年12月31日まで）</p>
	<p>■中古住宅購入の際のローン減税 条件：住宅ローン等を利用して自己住宅を新築、取得又は増改築等をし、一定の要件に当てはまるときに適用</p>
	<p>■住宅借入金等特別控除 条件：新耐震基準を満たす中古住宅を取得した場合、もしくは要耐震改修住宅を取得し耐震改修を行った場合（事前に一定の耐震改修を行う旨の申請をした上で、居住の用に供する日までにその申請に係る耐震改修を行ったことにより、耐震基準を満たすこととなったもの） 内容：年間ローン残高の1%を所得税額から控除（10年間適用）</p>

資料：国土交通省、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合、国税庁

■地震保険割引拡大の概要

種 別	概 要	割引率	
建築年割引率 (契約開始日が H13.10.1以降)	対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%	
耐震等級割引率 (契約開始日が H13.10.1以降)	対象建物が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級1	10%
		耐震等級2	30%
		耐震等級3	50%
免震建築物割引率 (契約開始日が H19.10.1以降)	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	50%	
耐震診断割引率 (契約開始日が H19.10.1以降)	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合	10%	

資料：財務省

2. 安心して耐震改修を行うことができるようになるための環境整備

(1) 事業者情報等の情報提供の充実

リフォーム事業者・工務店は、改修工事を行うときの最も身近な存在ですが、一方で悪質リフォーム業者等による被害等の懸念が耐震改修が促進されない要因の一つとなっています。

このため、広報や市ホームページ等において、信頼できるリフォーム事業者・工務店の情報等を掲載するなど、市民が手軽に確認できる情報の提供に努めます。

併せて、国や県の耐震化促進に関する事業や制度等の情報を広報し、周知に努めます。



山口県ホームページ

住宅の耐震化を促進するため、耐震診断・改修を行う際に技術者を探すための参考資料として活用できるよう、県内で開催された木造住宅の耐震化に係る講習の受講者名簿を公開している。

(2) 信頼できる耐震改修工法の事例紹介

工事費用を軽減できる手法であるリフォームにあわせた耐震改修や、建築物全体の耐震改修が困難な場合の部分的又は簡易な耐震改修など、これから耐震改修を検討しようとする建築物所有者にとって有効な事例の収集等を行い、市ホームページ等での普及について検討していきます。

(3) インターネットによる情報提供の充実

市ホームページにおいて、耐震化に関する情報提供や地震に関する基礎知識、(一財)日本建築防災協会とリンクした「誰でもできるわが家の耐震診断」等を掲載し、建築物所有者の最も身近な情報提供の場となるよう、市ホームページの耐震化に関する情報の充実を図ります。

分野から探す	耐震診断・耐震改修のすすめ
<ul style="list-style-type: none"> ■ 届出・登録・証明 ■ 保険・年金・介護 ■ 福祉 ■ 健康・予防 ■ 税金 ■ 育児・教育 ■ 住宅・インフラ ■ 防災・救急 ■ 環境・衛生 ■ 消費生活 ■ 入札・契約 ■ 都市計画 ■ 産業・雇用 ■ 観光情報 ■ 市の紹介 ■ 世界農業遺産 ■ 施設案内 	<p style="text-align: right;">公開日 2013年06月14日</p> <p>輪島市では、市内にお住まいの方の命や財産を大規模地震から守るため、一定の条件に該当する住宅について耐震改修工事にかかる費用の一部を補助しています。</p> <p>* 補助制度の内容</p> <p>補助対象となる方</p> <p>輪島市内に木造戸建て住宅(昭和56年5月31日以前に工事着手されたものに限る)を所有し、自らが居住している方</p> <p>補助金の種類</p> <p>輪島市では、本格的な耐震改修はもちろんだが、少しでも耐震性を高めたい方にも補助制度を活用した耐震改修工事をおすすめています。</p> <p>耐震診断 建物が地震に対してどの程度耐える能力を持っているか耐震診断を行い、住宅の強度が不足する箇所を補強計画をした耐震設計に対して費用の一部を支援するものです。</p> <p>耐震改修工事(一般型) 住宅の耐震診断を行い、現在の建築基準にあった耐震改修を行う工事に対して費用の一部を補助する制度です。</p> <p>耐震改修工事(簡易型) 少しでも地震に強い住宅を増やすため、既存の木造住宅の修繕やリフォームを行う際に、耐震補強工事に要する費用の一部を支援するものです。</p> <p>補助申請の流れ</p>

輪島市ホームページにおける耐震化に関する情報提供

検証-3・2.5能登半島地震															
<p>●住まいの耐震化</p> <p>次に、住まいの耐震化を考えたと思います。石川県の資料によれば平成7年1月の阪神・淡路大震災の6400人を過ぎる死者のうち、地震による直接的な死者は5500人、その被害の約9割は住宅の下敷きなどが原因であったということが、倒壊した建築物の崩れなどが、その後の救助活動に大きな支障をきたし、被害がさらに拡大したことが分かります。</p> <p>また、新耐震基準が定められた以前の建築物1981年(昭和56年)5月以前の建物に大きな被害が出ていることも分かっています。</p> <p>お住まいの耐震化については、「石川県住宅・建築物耐震化推進事業」と「輪島市既存建築物耐震化推進事業」があり、少しでも地震に強い住宅となるように、簡易型(輪島型)木造住宅耐震補強支援も新設しました。</p> <p>詳しくは、市都市整備課係長まで ☎1156</p>															
<p>●住まいの耐震化事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>対象</th> <th>内容</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県住宅・建築物耐震化促進事業</td> <td></td> <td>耐震診断(一般・精密診断、耐震設計)に要する費用の1/2を補助(限度額4万6千円)</td> <td>「木造住宅の耐震診断と補強方法」(国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行)に則して行う耐震診断</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">輪島市既存建築物改修促進事業</td> <td rowspan="2">1981年(昭和56年)5月以前に建築された木造戸建て住宅</td> <td>[耐震改修] 耐震改修工事費の一部を補助・補助率1/2(原価額60万円)</td> <td>上記、耐震診断に基づく補強計画と補強方法による耐震改修</td> </tr> <tr> <td>[簡易型耐震改修] 防災、補強金物、合板補強等の耐震補強工事の補強工事1箇所あたり2万円を補助(限度額10万円)</td> <td>・耐震診断・設計は特に必要としない。 (ただし、補強工事内容の事前相談は必要) ・能登ふるさと住まいまちづくり支援事業(復興基金事業)による支援を受けた方は、耐震改修工事の支援(上限50万円)があるので、対象外。(全壊出帯または大規模半壊出帯)</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	対象	内容	概要	石川県住宅・建築物耐震化促進事業		耐震診断(一般・精密診断、耐震設計)に要する費用の1/2を補助(限度額4万6千円)	「木造住宅の耐震診断と補強方法」(国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行)に則して行う耐震診断	輪島市既存建築物改修促進事業	1981年(昭和56年)5月以前に建築された木造戸建て住宅	[耐震改修] 耐震改修工事費の一部を補助・補助率1/2(原価額60万円)	上記、耐震診断に基づく補強計画と補強方法による耐震改修	[簡易型耐震改修] 防災、補強金物、合板補強等の耐震補強工事の補強工事1箇所あたり2万円を補助(限度額10万円)	・耐震診断・設計は特に必要としない。 (ただし、補強工事内容の事前相談は必要) ・能登ふるさと住まいまちづくり支援事業(復興基金事業)による支援を受けた方は、耐震改修工事の支援(上限50万円)があるので、対象外。(全壊出帯または大規模半壊出帯)
事業名	対象	内容	概要												
石川県住宅・建築物耐震化促進事業		耐震診断(一般・精密診断、耐震設計)に要する費用の1/2を補助(限度額4万6千円)	「木造住宅の耐震診断と補強方法」(国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行)に則して行う耐震診断												
輪島市既存建築物改修促進事業	1981年(昭和56年)5月以前に建築された木造戸建て住宅	[耐震改修] 耐震改修工事費の一部を補助・補助率1/2(原価額60万円)	上記、耐震診断に基づく補強計画と補強方法による耐震改修												
		[簡易型耐震改修] 防災、補強金物、合板補強等の耐震補強工事の補強工事1箇所あたり2万円を補助(限度額10万円)	・耐震診断・設計は特に必要としない。 (ただし、補強工事内容の事前相談は必要) ・能登ふるさと住まいまちづくり支援事業(復興基金事業)による支援を受けた方は、耐震改修工事の支援(上限50万円)があるので、対象外。(全壊出帯または大規模半壊出帯)												
<p>●簡易耐震診断チェック 次の各項目に3箇所以上のチェックがある場合は、耐震力が弱い恐れがあります。</p> <p><input type="checkbox"/> 1981年(昭和56年)5月以前に建てた <input type="checkbox"/> 建築確認なしで増築、2回以上の増築または増築の際に壁や柱を撤去した</p> <p><input type="checkbox"/> 軒行りが自立し、扉や白アリ被害の痕跡がある <input type="checkbox"/> 建物を上から見たときしずや丁字など複雑な形</p> <p><input type="checkbox"/> 一辺4m(おおよそ2間)以上の吹き抜けがある <input type="checkbox"/> 2階外壁の裏下1階に壁がない <input type="checkbox"/> 壁のない窓がある(1箇所すべてガラス戸など)</p> <p><input type="checkbox"/> 瓦葺きの屋根で1階に壁が少ない <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリートの布基礎、ベタ基礎、杭基礎ではない</p>															

広報わじまにおける耐震化に関する情報提供



輪島市防災対策回覧板

輪島市の防災対策に関する情報について紹介。このページからリンクされた市のホームページへ直接アクセスし、防災対策に関する情報を閲覧することができる。

(4) 相談体制の充実

県の「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」や関係団体との連携により、建築物の耐震化に関する身近な相談窓口の設置、並びに市民が安心して相談できる体制の充実を図ります。

また、いしかわ住宅相談・住情報ネットワークでは、住宅アドバイザーや建築士等による専門相談を実施しており、こうした機会を活用した知識の普及や相談体制の充実に努めます。

※ 「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」

県内の住宅相談に迅速で的確な対応を行うこと、並びに総合的な情報収集を行うことを目的として、県内の住宅相談を行っている主な機関が中心となって構成されている。

会員	(一社) 石川県建築設計事務所協会	NPO 法人バリアフリー総合研究所
	(一社) 石川県建築士会	(一財) 石川県建築住宅総合センター
	(公社) 石川県宅地建物取引業協会	石川県消費生活支援センター
	(独) 住宅金融支援機構北陸支店	
協力会員	石川県 (土木部監理課、土木部建築住宅課)	金沢市 (住宅政策課、金沢市近江町消費生活センター)

3. 総合的な安全対策に関する取組み

(1) ブロック塀の安全対策

能登半島地震では、強い揺れでブロック塀の倒壊が相次ぎ、倒れたブロック塀で負傷された人もみられました。

地震によって塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があり、ブロック塀の安全対策を行っていく必要があります。

このため、ブロック倒壊の危険性や適切な補強方法等に関する知識普及や生け垣等への変更を推進します。

また、必要に応じて、ブロック塀の除去や生垣への変更を支援する補助制度の創設を検討します。

さらに、関係団体と連携し、ブロック塀の実態調査を行い、危険なブロック塀の所有者への修繕、補強等の指導に努めます。

特に、避難路や通学路沿いを重点的に実施するなど、優先度、危険度に応じた計画的な改善を図ります。



ブロック塀が一面道路側に倒壊（總持寺通り）
（平成 19 年能登半島地震）

資料：広報わじま

(2) 窓ガラスや外壁タイルの落下防止対策

窓ガラスについては、窓に飛散防止フィルムを貼るなどの対策を普及し、外壁についても、外壁の改修工事による落下防止対策について普及啓発を行います。

(3) 天井等の非構造部材の安全確認

大規模空間を持つ建築物の天井等の非構造部材について、落下・崩壊等の被害発生が想定されることから、建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状況の点検を促します。

また、適切な施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

(4) 屋外広告物の安全対策

強度が不足している屋外広告物は、地震時に落下して通行人等に被害を及ぼすおそれがあります。

このため、広告物掲出許可時点等において、適切な設計・施工や維持管理についての啓発に努めるほか、関係団体にも協力を求め、広く屋外広告物の安全性の注意喚起を行います。

(5) エレベーターの閉じ込め防止対策

平成 18 年 4 月に社会資本整備審議会建築分科会から報告のあった「エレベーターの地震防災対策の推進について」における基本的な考え方を踏まえ、エレベーター所有者、管理者等へ積極的に周知を図る必要があります。

具体的には、定期検査等の機会を利用し、現行指針に適合しないエレベーターの地震時のリスク等を建築物所有者等に周知し、安全性の確保を図ります。

また、地震発生時のエレベーター閉じ込め防止対策として、管理者、保守会社等の施設管理者に対して、エレベーターの安全性の認識、閉じ込められた場合の対処・復旧方法等に関する知識普及を図ります。

■ 「エレベーターの地震防災対策の推進について」の報告概要

エレベーターの地震防災対策の推進	
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none">○エレベーターの耐震安全性の確保○「地震時管制運転装置」の確実な作動○早期救出・復旧体制の整備等○適時適切な情報提供・情報共有
早急に講ずべき施策	<ul style="list-style-type: none">○閉じ込め防止のため「地震時管制運転装置」の設置推進○ドア開放検知による安全装置等の改良等○「閉じ込め時リスタート運転機能」の開発○保守会社への連絡手段の多様化○閉じ込め現場への迅速な移動手手段の確保等保守会社の体制整備○消防隊員の実践研修の制度化や乗り場側ドアの開錠キーの消防機関への提供等、閉じ込め救出における消防との連携推進○原則「1ビル1台」の早期復旧のための環境整備○閉じ込められた場合の対処方法等の利用者への周知、適時適切な情報提供等

資料：国土交通省 社会資本整備審議会建築分科会

(6) 住空間の安全性の確保対策

住空間の安全性を確保する方策として、家具転倒防止や防災ベッド等の活用について、その啓発・普及を図ります。

① 家具転倒防止の啓発・普及方策

地震でたとえ建築物が無事であっても、家具の転倒による人的被害や転倒家具が障害となり、延焼火災等からの避難が遅れるなど、家具の転倒による居住者被害が発生するおそれがあります。

室内での居住者被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するために、家具固定の重要性について、パンフレット等により普及啓発を図ります。

特に、住宅の耐震改修工事に困難性を伴う高齢者世帯等においては、地震発生時の人的被害を軽減するためにも、家具の転倒防止や落下物等の安全対策を講ずることが重要と考えられます。

このため、福祉関係者等の住宅訪問の際に、居間や寝室等の家具等について、適切な配置や転倒防止対策等、建築士会等関係団体との連携や協力のもと、適切なアドバイスや支援を図ります。

② 防災ベッド等の活用の啓発・普及方策

個別事情により、住宅の耐震改修が困難な場合、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保でき、命を守ることができるよう、防災ベッド^{※1}や耐震テーブル^{※2}の活用についての啓発・周知を行います。

※1 防災ベッド：就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき、命を守ることができることを目標として開発されたベッド。

※2 耐震テーブル：普段はテーブルとして、いざというときはテーブル型シェルターとして、地震の際の落下物などから身を守ることができます。



(7) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減

地震に伴う崖崩れや大規模造成地の崩壊等による建築物の被害を軽減するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」や「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業[※]」等を活用するとともに、がけ地に近接する建築物への注意喚起や情報提供を推進します。また、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域等の指定を働きかけます。

■ がけ地近接等危険住宅移転事業の概要

事業の目的	がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う人に対して、国と県、市町が除去費等と新築する住宅の建設費や土地の取得等に要する経費の一部を補助する制度。
補助対象となる危険住宅	次の 1、2、3 のいずれかに該当する区域内に建つ住宅。 1. 勾配が 30 度を超え、高さが 3m を超えるがけの近接地（昭和 36 年 4 月 1 日以前に建築された住宅であること） 2. 災害危険区域内（災害危険区域に指定された日以前に建築された住宅であること） 3. 土砂災害特別警戒区域内（土砂災害特別警戒区域に指定された日以前に建築された住宅であること）
補助対象となる事業内容・補助金額の上限	1. 危険住宅の除却等に要する経費 ・移転を行うものに対して危険住宅の除却に要する経費を補助 一戸あたり補助限度額 975 千円 2. 住宅の建設や購入、土地の購入に要する資金を金融機関から借り入れた場合において、当該借入金利子に相当する額を補助 ・住宅の建設、購入（土地取得を含む）、改修する経費を補助 一戸あたり補助限度額 4,210 千円 （建物 3,250 千円、土地 960 千円） ・借入れ利率年 8.5% を限度 ・保全人家 10 戸未満の急傾斜地崩壊危険区域については割り増しになる場合がある。 ・補助限度額は、借入額によって異なる。

資料：石川県土木部建築住宅課

※住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

大規模地震等の発生により既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図ること等を目的として、県や市町が国の補助を得て、河川、砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設を整備する事業。

4. 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

(1) 緊急輸送路

能登半島地震では土砂崩れや路盤の陥没等により、多くの道路が寸断され、通行止めとなりました。

また、倒壊した建築物によって道路が閉塞し、住民の避難や救急・消防活動に支障を来しました。

このように、地震時には道路の通行障害が生じ、救助や住民の避難等が困難となるおそれがあることから、石川県地域防災計画の緊急輸送道路に位置づけられた路線及び輪島市地域防災計画で位置づけられた緊急輸送路を「地震時に通行を確保すべき道路」として指定し、沿道の建築物の耐震化を促進していきます。



国道 249 号が崩壊、電柱も大きく傾いた



道路と橋のつなぎ目がずれた

(2) 指定避難道路

災害時の防災活動拠点や救援・防災拠点となる施設と緊急輸送路を繋ぐ道路を指定避難道路として位置づけます。

本市においては、輪島市地域防災計画で指定する避難路を指定避難路として、沿道の建物等の耐震化を推進していきます。

さらに住宅・建築物の耐震化の実施のために必要となる、避難路等の道路閉塞率等の調査のため、道路幅員等の調査を行い、道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

5. 重点的、優先的に耐震化を促進する区域等

(1) 輪島市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

項目	記載する内容	
目的	建築物の所有者に対して、耐震化に関する意識の啓発や情報提供を行うことで、住宅の耐震化をさらに促進する。	
位置付け	耐震改修促進計画を一部改正し、アクションプログラムを位置付ける。	
緊急耐震重点区域	輪島市都市計画区域	
対象建築物	緊急耐震重点区域内に存するすべての住宅*（賃貸共同住宅を含む。） ※建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に新築工事に着手した建築物に限る。（約7,150世帯）	
計画期間	令和2年から令和6年度までとする。 ただし、社会経済状況や関連計画の改定、本アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しなどを行う。	
戸別訪問の実施	木造住宅	過年度：R元年度（現況調査） 計 画：R2～R6年度（耐震戸別訪問事業）
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士による簡易な耐震診断 ・耐震相談会 	
連 携	地域団体や関係団体（石川県建築士会）と連携	
実績の公表	毎年、輪島市ホームページにて、次の項目を公表する。 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問戸数 ・耐震診断実績 ・耐震改修工事費補助の実績 	

1. 取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2. 緊急耐震重点区域の設定

緊急耐震重点区域は、輪島市の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

緊急耐震重点区域 : 輪島市内全域

○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された住宅
- 約 5,600 世帯

3. 取組期間

本プログラムの取組期間は下記の通りとする。

取組期間 : 令和2年度 ~ 令和6年度 (5年間)

	R2	R3	R4	R5	R6
AP作成					
戸別訪問					

4. 戸別訪問の実施

戸別訪問は下記の通り行う。

- ① リーフレット等を用い耐震化の必要性・補助制度を説明する
- ② 不在の場合は、資料をポストに貼る
- ③ 訪問結果（訪問日、訪問者、説明内容等）を記録・整理する

5. その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、下記啓発活動も引き続き実施していく。

- ① 住宅耐震啓発パンフの配布
- ② 住民説明会
- ③ 広報誌による周知

6. 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、県及び石川県建築士会と連携して活動に取り組む。

7. 実績の公表

- 当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数をとりまとめ、当該年度末までに県に報告する。
- 実績の公表は、輪島市がとりまとめ、輪島市のHPにて公表する。

(2) 優先的に耐震化を図る建築物及び公共建築物の考え方

優先的に耐震化に着手すべき建築物として、多数の者が利用する建築物に加え、災害時の拠点となる建築物となる市有建築物と民間建築物についても、以下の考え方に基づいて優先的に耐震化すべき建築物を選定し、施策を展開します。

中でも、特に災害時に機能の確保が必要な拠点となる建築物について、優先的に耐震化を図ります。

■優先的に耐震化すべき建築物の考え方

分 類			備考（建築物の例、定義等）	
昭和56年以前建築の建築物	災害時の拠点となる建築物	災害時に機能の確保が必要なもの	防災拠点施設 復旧拠点施設 救援救護施設	市庁舎（本庁、支所） 警察署、消防署 病院
			避難所の施設	学校、公民館、集会所等
			ライフライン 管理施設	水道、ガス、電気等の管理施設
	災害時に要援護者等が利用するもの	福祉施設	老人福祉施設、老人ホーム、幼稚園、保育所等	
	多数の者が利用する建築物			多数の者が利用するなど、一定の用途（学校、病院、百貨店、事務所など）で一定の規模以上の建築物 火薬類、石油類など一定の数量以上のものの危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある一定の高さを超える建築物

6. 耐震化に関する啓発や知識の普及等

(1) 地震防災マップの作成・公表

地震による地盤の揺れやすさ、崩壊の危険性、市街地の火災の危険性及び避難場所等を明示した「地震防災マップ」を作成し、公表することにより、市民の平常時からの防災意識の向上と住宅・建築物の耐震化への関心を高めます。

公表にあたっては、パンフレットによる配布やインターネットによる公表のほか、市広報誌への折り込み、町内会の回覧板など、既存の伝達手段についても積極的に活用し、地震に対する備えの必要性を普及・啓発します。

(2) 普及・啓発パンフレットの作成・配布

耐震診断を受けていない建築物所有者に対し、(一財)日本建築防災協会等の発行するパンフレットの配布や、新たな耐震改修促進PRパンフレットの作成、配布を検討し、市民の耐震化への関心を高め、耐震診断・耐震改修の実施を促します。



輪島市作成啓発パンフレット



(一財)日本建築防災協会のパンフレット

(3) 「わが家の耐震チェック」の普及

(一財)日本建築防災協会がインターネットで実施している「誰でもできるわが家の耐震診断」を活用し、簡便に所有する建築物の耐震性を把握できるよう、市民への周知を図ります。詳細については、専門家の診断が必要となるため、一般診断の必要性も併せて周知します。



インターネット版「誰でもできるわが家の耐震診断」の一部
((一財)日本建築防災協会)

(4) セミナー、講習会の開催

耐震診断、耐震改修の重要性や必要性について市民に周知を図るため、建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会を捉え、セミナーの開催を図ります。

また、県や各種建築関係団体等と連携し、市民向けの木造住宅耐震講習会を開催し、簡易耐震診断の演習を行うなど、具体的でわかりやすい知識の普及を図ります。

【参考事例】「神戸市すまいの耐震キャンペーン」(兵庫県神戸市 住宅政策課)

神戸市では、毎年9月、10月を“神戸市すまいの耐震キャンペーン”期間と位置付け、市民団体や専門家団体、報道機関等と連携し、耐震化に関する様々なイベントを集中的に実施している。

平成28年度の開催概要

- ① オープニングイベントの開催
「すまいの耐震化」に関するチラシやグッズの配布、現地相談会・啓発活動等
- ② 耐震改修オープンハウスの実施
耐震改修工事の現場を見学できる機会の提供
- ③ すまいの何でも相談会等の実施

(5) リフォームに合わせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォームや増改築工事等の機会は、耐震改修を実施する好機であり、あわせて工事を行うことによる費用面でのメリットもあります。

このため、住宅リフォームフェア、住宅セミナー等を通じて、リフォームにあわせて耐震工事が行われるよう、建築物の所有者やリフォーム事業者に普及啓発を行います。

◆ リフォームにあわせた耐震改修のメリット ◆

- ・ 居住者による工事の動機づけ
⇒ どうせ家をさわるなら、この際ついでに。
- ・ 内装等にかかるコストの軽減
⇒ リフォーム部分の内装・床・壁等の費用が1回で済む。
- ・ 工事中の不便さに対する意識
⇒ 元々リフォームの意向があるので、ある程度我慢できる。

(6) 町内会との連携

① 地域ぐるみの防災活動の推進

地震防災対策は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題・地域の問題として意識を持って取り組むことが大切です。

このため、防災担当部局と連携し、地域における自主防災組織の設立を呼びかけるとともに、自主防災組織の活動として、防災訓練をはじめ、地域内の地震時危険箇所の点検や避難路、通学路の点検など、身近な地域ぐるみの防災活動の促進を図ります。

また、これまでの地震災害の例などからみて、被害が多い高齢者等の避難行動要支援者等に対して、町内会や老人クラブ等の活動（寄り合い、敬老の日のイベント等）を活用し、耐震診断・耐震改修に関する意識啓発に努めます。

●助け合い「共助」

備えの2つ目のテーマ「共助」。家族や近所で助け合うつながりは弾力的で柔軟な防災力を作り出します。地震などの自然災害はいつ起こるか分からない。そして、道路が崩落し緊急車両が通行できないということに陥るかもしれません。そんな時、何よりもたよりにするのが「近所」です。あなたが一人ぐらしで足が悪いなどを知っていて大丈夫だろうかとすぐに駆けつけてくれる地域社会はとても強い安心を生むでしょう。

能登半島地震では、その共助がいたるところで発揮されていきましたが、今回、道下地区区長の泉靖郎さん、輪島市民生委員・児童委員協議会会長の徳山忠志さんお二人に当時の様子や経験を話していただきました。

お二人の話を通じて、「共助」といわれるようなコミュニティ単位で助け合える自主防災体制を考えてみてはどうでしょうか。

被災直後の緊急時に頼れるのは、隣近所の助け合いだということを痛感一人暮らしの高齢者も年々多くなり「地域で見守る」体制づくりが重要

道下地区
区長 泉 靖郎さん



泉区長が震災時の体験から見たもの

地域力を高めるために、大切なもの

●公民館

地区住民が気軽に利用できる公民館は、震災時、避難所としての機能だけでなく、被災の問い合わせ、復旧情報収集提供など情報伝達の窓口として活躍し、ボランティア依頼の受付も行われました。

また、公民館という小さい避難所は、地区の人たちみんな顔見知りばかりで、孤立せず、和やかに生活できたと感じています。学校の体育館で何百人という避難所であればいろんな面で大変だったのではないかと思います。

●町会長

避難者の整理、市からの情報伝達、在宅要援護者の確認など町会長の協力なしではできません。特に、災害ゴミ処理について、いつ、どこに、どのようにして

出すという連絡を徹底することは容易ではなかったことを思い出します。

●地域団体

消防団＝地域を巡回し避難を呼びかけ、各家の避難していない人たちの確認

婦人会＝避難所での炊き出し

地元建設業、左官、大工職人＝応急トイレの設置
これらの自発的な行動が避難生活を支えました。

●民生委員

民生委員の「要援護者見守りマップ」の情報をもとに見回りし、要援護者の安否確認が素早く行えた。

広報わじまにおいて、震災時における「共助」の重要性について記載

② 出前講座の開催支援

町内会や自主防災組織等に対して、耐震診断・耐震改修の啓発のため、出前講座の開催など、必要な支援を行います。

③ 避難行動要支援者等に対する情報共有、協力対策の事前検討

町内会や自主防災組織、民生委員等が協力し、地域に住む避難行動要支援者の分布状況や災害時に備えて協力体制を検討します。

(7) 防災教育の推進

地震から身を守り、被害を最小限に食い止めるためには、日頃から防災教育を積極的に推進し、地震災害に対応できる知識や技能等を身に付けておく必要があります。

このため、学校教育における防災学習や避難訓練の実施、地域における親子で学ぶ参加体験型地震防災教育の実施、企業・事業所における防災教育の実施等を検討し、社会全体の防災力を向上させることにより、地震に強い人づくり、地域づくりを目指します。

【参考事例】 輪島市における防災教育の取り組み

(1) 子ども防災研修

- ・ 防災まちあるき
- ・ 防災マップづくり 等



ルールの説明



まちあるきの様子



まちあるき地図の作成



防災マップの作成

(2) 親子防災教育研修

- ・ わが家の防災マニュアルづくり
- ・ 防災クイズ
- ・ レクリエーション（歌遊び、伝言ゲーム） 等



防災クイズの様子



伝言ゲーム等のレクリエーションの様子

資料：早大防災教育支援会

7. 耐震化を促進するための指導や命令等に関する事項

(1) 耐震改修促進法による指導等の実施に対する協力

本市は、所管行政庁（石川県）が行う耐震診断・耐震改修の的確な実施を確保するための指導等の活動に協力していきます。

これは、多数の者が利用する建築物の所有者に対し、必要に応じて耐震改修促進法第15条第1項の規定に基づく指導・助言並びに同条第2項に基づく指示等を実施することができるものであり、また、その指示に従わなかった場合は、その旨を同条第3項に基づき公表を行うことができるものです。

本市では、県の指示に従わなかった場合、建物名称と建物所有者の名称を市のホームページ等で公表することを検討します。

■耐震改修促進法による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

	努力義務 (法第14条)	指導及び助言 (法第15条第1項)	指示 (法第15条第2項)	公表 (法第15条第3項)
対象 建築物	特定既存耐震不適格建築物 (階数3以上かつ1,000㎡以上等)	特定既存耐震不適格 建築物 (2,000㎡以上等)	特定既存耐震不適格 建築物 (2,000㎡以上等)	指示を受けた特定 既存耐震不適格建 築物の所有者が、正 当な理由がなく、そ の指示に従わなかつ た特定既存耐震不 適格建築物

(2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施に対する協力

(1)の公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合であって、当該建築物の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる場合、所管行政庁（石川県）は、当該建築物の所有者に対して、建築物の除去、改築、修繕等を行うよう命令を行うことができます。

さらに、当該建築物が損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合についても、所管行政庁（石川県）は当該建築物の除去、改築、修繕等を行うよう、勧告やその勧告に係る措置をとるよう命令を行うことができます。

所管行政庁（石川県）が上記に基づく命令等を実施する場合、本市はその活動に協力します。

8. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項

(1) 関係団体との連携

本計画に掲げる施策の多くは、本市だけでなく、石川県や(一社)石川県建築士会、(一社)石川県建築士事務所協会等の建築関係団体との連携が不可欠であり、連携体制の構築・維持を図るとともに、耐震診断、耐震改修の普及啓発に係る協力や情報交換を行い、耐震改修促進計画の円滑な実施を図るものとします。

(2) 計画の進行管理等

耐震化の目標達成のためには、計画の進行管理が重要です。

本市では、石川県との連携のもとに、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実績や耐震化の進捗状況を把握するとともに、耐震化を促進し、計画の管理を行います。

(3) 住宅性能表示制度の活用

耐震性能の確保が資産価値の向上につながることや税の減免制度の周知など、建築物所有者に対して耐震化のメリットの提示を行います。

また、利用者が安心して建物を利用できるよう、耐震基準に適合した住宅性能表示制度等の動向を勘案し、その運用方策等の検討を進めます。

(4) 地震保険の活用

地震により建物が倒壊や損壊した際、地震保険に加入している場合、その再建が円滑に進むことが期待できます。

このため、パンフレットの作成、配布等により地震保険の普及・啓発に努めます。

参考

1. 地区別の住宅耐震化状況の内訳
2. 用途別の多数の者が利用する建築物の内訳
3. 建築物の耐震改修の促進に関する法律及び施行令

1. 地区別の住宅耐震化状況の内訳

◆地区別の住宅耐震化状況の内訳

輪島市住宅定義表

・下記着色部を住宅と定義する。

主体コード	主体名
01	居宅
02	専用農家
03	共同住宅
04	寄宿舎
05	アパート
06	併用住宅（一般住宅用）
07	併用住宅（農家用）
09	農家住宅
11	漁業者住宅
12	普通旅館・料亭
13	待合
14	ホテル
15	簡易旅館
17	事務所
19	店舗
1B	集会所
1F	作業所
1G	倉庫
1N	休憩所
1P	便所
21	映画館
22	公衆浴場
23	病院
24	工場（農家用）
25	工場（その他用）
26	倉庫（農家用）
27	倉庫（その他用）
28	土蔵（農家用）
29	土蔵（その他用）
31	付属家（一般住宅用）
33	付属家（その他用）
34	付属家（別荘用）
3A	付属一般（作業場用）
3B	付属一般（車庫用）
3C	付属一般（浴場用）
3D	付属一般（物置用）
3E	付属農家（作業場用）
3F	付属農家（車庫用）
3H	付属農家（物置用）
3J	付属農家（酪農舎用）
3K	付属農家（蚕室用）
3L	付属農家（乾燥場用）
3M	付属農家（鶏舎用）
3N	付属農家（豚舎用）
3P	付属その他（作業場用）
3R	付属その他（車庫用）
3S	付属その他（浴場用）
3T	付属その他（物置用）
41	簡易付属家（一般住宅用）
42	簡易付属家（農家用）
43	簡易付属家（その他用）
4A	簡易一般（作業場用）
4B	簡易一般（車庫用）
4C	簡易一般（浴場用）
4D	簡易一般（物置用）
4E	簡易農家（作業場用）
4F	簡易農家（車庫用）
4H	簡易農家（物置用）
4L	簡易農家（乾燥場用）
4P	簡易その他（作業場用）

主体コード	主体名
4R	簡易その他（車庫用）
4S	簡易その他（浴場用）
4T	簡易その他（物置用）
4Z	その他
51	事務所
52	店舗
54	住宅・アパート（一般住宅）
55	住宅・アパート（農家用）
56	マンション等
57	病院
58	ホテル
59	普通旅館・料亭
60	簡易旅館
62	劇場・娯楽場
63	銀行
64	工場・倉庫（農家用）
65	工場・倉庫（その他）
69	公衆浴場
6A	併用住宅
6F	作業所
6G	倉庫
6W	校舎
70	待合
71	その他（一般住宅）
72	その他（農家用）
73	その他（その他用）
81	付属家（一般住宅用）
82	付属家（農家用）
8A	付属一般（作業場用）
8B	付属一般（車庫用）
8C	付属一般（浴場用）
8D	付属一般（物置用）
8E	付属一般（その他用）
8F	付属農家（作業場用）
8G	付属農家（車庫用）
8H	付属農家（浴場用）
8J	付属農家（物置用）
8K	付属農家（酪農舎用）
8L	付属農家（乾燥場用）
8M	付属農家（その他用）
8N	付属その他（作業場用）
8P	付属その他（車庫用）
8R	付属その他（浴場用）
8S	付属その他（物置用）
8T	付属その他（その他用）
91	簡易付属家（一般住宅用）
9A	簡易一般（作業場用）
9B	簡易一般（車庫用）
9C	簡易一般（浴場用）
9D	簡易一般（物置用）
9E	簡易一般（その他用）
9F	簡易農家（作業場用）
9G	簡易農家（車庫用）
9J	簡易農家（物置用）
9L	簡易農家（酪農舎用）
9N	簡易その他（作業場用）
9P	簡易その他（車庫用）
9R	簡易その他（浴場用）
9S	簡易その他（物置用）

※輪島市課税台帳より、建築物主体コード抜粋

◆地区別の住宅耐震化状況の内訳

地区 名等	総住 宅数	住宅 件数	S56年以前に建築された住宅		能登ふるさと・ 住まいまちづくり 支援事業	これまでに耐震 補強された住宅	耐震化率
			耐震性なし	耐震性あり			
全域	13,280	9,980	5,473 54.84%	657	162	162	4,507 45.16%

2. 用途別の多数の者が利用する建築物の内訳

①多数の者が利用する建築物リスト<住宅>

規模要件：階数3以上かつ延べ床面積1,000㎡以上

※下記着色部は耐震性の無い多数の者が利用する建築物

	建築物名称	所在地	建設年月	用途	延床面積	階数 (地上)
1	久岡アパート	輪島市杉平町 鬼田	S52.12	共同住宅 寄宿舍	1,098	5
2	二勢市営住宅 (東棟)	二勢町 43 外	H15.2	住宅	3,616	5
3	さくら住宅 (30戸)	門前町和田 2の10番地1	H11.9.30	住宅	2,669	3
4	青葉ヶ丘市営住宅 C・E・F棟	河井町	H9.2.28	住宅	1,848	3
5	青葉ヶ丘市営住宅 D・G・H棟	河井町	H10.2.27	住宅	1,752	3
6	青葉ヶ丘市営住宅 K棟	河井町	H11.11.15	住宅	1,618	3
7	青葉ヶ丘市営住宅 I・J棟	河井町	H11.4.30	住宅	1,416	3
8	青葉ヶ丘市営住宅 A・B棟	河井町	H7.10.31	住宅	1,389	3
9	青葉ヶ丘市営住宅 L・M棟	河井町	H12.3.30	住宅	1,111	3
10	二勢市営住宅 (西棟)	二勢町 43 外	H17.2	住宅	2,813	5

②多数の者が利用する建築物リスト<学校>

規模要件：階数2以上かつ延べ床面積1,000㎡以上

※下記着色部は耐震性の無い多数の者が利用する建築物

	建築物名称	所在地	建設年月	用途	延床面積	備考
1	河井小学校	河井町18部1番地2	S43,S44	校舎	5,394	
2	鳳至小学校	鳳至町堂金田1番地	S43,S44,S45	校舎	5,553	
3	三井小学校	三井町興徳寺10字 29番地	S54.03	校舎	2,000	
4	河井小学校	河井町18部1番地2	H3.03	屋内運動場	1,515	
5	鶴巣小学校	大野町菰沢2番地3	S63.07	校舎	2,515	
6	大屋小学校	小伊勢町日隔7番地 3	S58.03	校舎	2,375	
7	河原田小学校	横地町6字123番地	S57.03	校舎	2,286	
8	町野小学校	町野町栗蔵川原田 42番地	H09.07	校舎	2,983	
9	町野小学校	町野町栗蔵川原田 42番地	H10.03	屋内運動場	1,250	
10	門前東小学校	門前町清水1の68 番地	S60.08	校舎	3,717	
11	門前西小学校	門前町道下1の123 番地	S58.10	校舎	2,432	
12	門前中学校	門前町清水10の21 番地	S40.03	校舎等	7,416	屋内運動 場含む
13	東陽中学校	町野町栗蔵川原田 33番地	H21	校舎	3,373	
14	東陽中学校	町野町栗蔵川原田 33番地	H21	屋内運動場	1,437	

③多数の者が利用する建築物リスト<体育館>

規模要件：階数 1 以上かつ延べ床面積 1,000 ㎡以上

※下記着色部は耐震性の無い多数の者が利用する建築物

	建築物名称	所在地	建設年月	用途	延床面積
1	総合体育館	稲舟町歌波 93	S48	体育館	2,396
2	輪島市門前健民体育館	門前町清水7の1番地	S55.9.20	体育館	2,381
3	一本松総合運動公園体育館	杉平町1字 12番地	H13.3.31	体育館	5,800
4	空港交流センター	三井町洲衛	H15.3	体育館	4,076
5	働く婦人の家・勤労者体育センター	鳳至町石浦町 83-1	S61.5.30	集会所、体育館	1,441

④多数の者が利用する建築物リスト<病院・診療所>

規模要件：階数 3 以上かつ延べ床面積 1,000 ㎡以上

※下記着色部は耐震性の無い多数の者が利用する建築物

	建築物名称	所在地	建設年月	用途	延べ床面積	階数(地上)
1	市立輪島病院	山岸町は1-1	H9.3.21	病院、診療所	12,540	4

⑤多数の者が利用する建築物リスト

<劇場、観覧場、映画館、演芸場、展示場、集会場、公会堂>

規模要件：階数 1 以上かつ延べ床面積 1,000 ㎡以上

※下記着色部は耐震性の無い多数の者が利用する建築物

	建築物名称	所在地	建設年月	用途	延べ床面積	階数(地上)
1	文化会館	河井町20-1-1	S52.12.1	公会堂	7,942	5
2	石川県輪島漆芸美術館	水守町四十苅11番地	H3.09	美術館	2,225	3
3	キリコ会館	マリントウン6番1	H26	博物館	1,746	3

⑥多数の者が利用する建築物リスト<百貨店・マーケット>

規模要件：階数 3 以上かつ延べ床面積 1,000 ㎡以上

※下記着色部は耐震性の無い多数の者が利用する建築物

	建築物名称	所在地	建設年月	用途	延べ床面積	階数(地上)
1	大塚商店	河井1-94他	S45.1	その他	2,163	4

⑦多数の者が利用する建築物リスト<ホテル、旅館>

規模要件：階数 3 以上かつ延べ床面積 1,000 ㎡以上

※下記着色部は耐震性の無い多数の者が利用する建築物

	建築物名称	所在地	建設年月	用途	延べ床面積	階数(地上)
1	ホテル高州園	塚田町2-31-6	S43.10	ホテル、旅館	16,293	9
2	ホテルメルカート輪島	杉平町矢田2	S48.4	ホテル、旅館	4,880	4
3	ホテル八汐	鳳至町袖が浜	S48.9	ホテル、旅館	4,880	4
4	能登門前ファミリーインビューサンセット	門前町千代2958番地	H3.8.1	ホテル、旅館	2,684	2
5	ルートイン輪島	マリントウン1番2	H17	ホテル、旅館	3,182	7

⑨多数の者が利用する建築物リスト<事務所>

規模要件：階数3以上かつ延べ床面積1,000㎡以上

※下記着色部は耐震性の無い多数の者が利用する建築物

	建築物名称	所在地	建設年月	用途	延べ床面積	階数(地上)
1	NTT西日本輪島電話	河井町15-1	S58.5	事務所	1,487	4

⑩多数の者が利用する建築物リスト<幼稚園、保育所>

規模要件：階数2以上かつ延べ床面積500㎡以上

※下記着色部は耐震性の無い多数の者が利用する建築物

	建築物名称	所在地	建設年月	用途	延べ床面積
1	鳳来保育所	鳳至町石浦町83-1	H02.03	保育所	961
2	くしひ保育所	門前町日野尾二の75番地	S61.3.31	保育所	694
3	わじまミドリ保育園	水守町堂端14番地	H24	保育所	1,994

⑪多数の者が利用する建築物リスト<工場>

規模要件：階数3以上かつ延べ床面積1,000㎡以上

※下記着色部は耐震性の無い多数の者が利用する建築物

	建築物名称	所在地	建設年月	用途	延べ床面積	階数(地上)
1	石川サンケン(株)	町野町栗蔵白山田	S57.1	工場	4,538	3
2	美術漆芸苑(株)五島	二勢118-6	S57.9	工場	2,279	3

⑫多数の者が利用する建築物リスト<福祉施設>

規模要件：階数2以上かつ延べ床面積1,000㎡以上

※下記着色部は耐震性の無い多数の者が利用する建築物

	建築物名称	所在地	建設年月	用途	延床面積	階数(地上)
1	ふれあい工場あぎし (門前町知的障害者授産施設)	門前町是清イの1番地	S54.10.1	福祉施設	2,635	2
2	輪島市ふれあい健康センター	河井町2部287番地1	H18.8.1	健康福祉施設	2,702	3
3	健悠福祉会	光浦町49字21番地	H23	特別養護老人ホーム	1,416	2

⑫多数の者が利用する建築物リスト<その他公益施設>

規模要件：階数3以上かつ延べ床面積1,000㎡以上

※下記着色部は耐震性の無い多数の者が利用する建築物

	建築物名称	所在地	建設年月	用途	延床面積	階数(地上)	備考
1	市庁舎	二ツ屋 2字29番地	S48.10.10	庁舎	5,426	5	
2	門前総合支所	門前町走出 6の69番地	S53.6.1	庁舎	3,140	3	
3	(旧)櫛比小学校	門前町清水 1の68番地	S60.9.1	校舎	3,717		
4	(旧)松風台小学校	門前町道下 1の123番地	S58.3.31	校舎等	3,178		屋内運動場 含む
5	(旧)櫛比小学校	門前町清水 1の68番地	S60.9.1	屋内運動場	1,170		
6	クリーンセンター (ごみ焼却場)	美谷町12-2甲	H6.3.25	焼却場	2,253		

※旧小学校については、現在学校としての機能を具備していないため、<その他公益施設>として計上している。

3. 建築物の耐震改修の促進に関する法律及び施行令

建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日法律第百二十三号)

最終改正：平成二六年六月四日法律第五四号

第一章総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第十四条第三号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。）同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格

建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものであること。

- 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
- (1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- (2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
- 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

- 第十八条 計画の認定を受けた者(第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

- 第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る建築物(以下「計画認定建築物」という。)の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

- 第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

- 第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

- 第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。
- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
 - 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
 - 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

- 第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二條第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三條第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三條第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

(機構の業務の特例)

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章耐震改修支援センター

(耐震改修支援センター)

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

- 第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。
- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 - 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

- 第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
 - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
 - 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

- 第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。
- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

- 第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
 - 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

- 第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

らない。

(区分経理)

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
- 二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
- 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
- 六 不正な手段により指定を受けたとき。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
- 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても

当該各項の刑を科する。

附則（平成八年三月三十一日法律第二一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成九年三月三十一日法律第二六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一七年七月六日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一七年十一月七日法律第一二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二五年五月二九日法律第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第四条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二六年六月四日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令
(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号)

最終改正：平成二八年二月一七日政令第四三号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条、第四条第一項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において

- 「廃棄物処理法施行令」という。) 第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設
(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)
 - 十三 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
 - 十四 軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
 - 十五 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
 - 十六 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
 - 十七 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
 - 十八 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設
 - 十九 空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港の用に供する施設
 - 二十 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
 - 二十一 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
 - 二十二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

(耐震不明建築物の要件)

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事(次に掲げるものを除く。)に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付(以下この条において単に「検査済証の交付」という。)を受けたもの(建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分(以下この条において「独立部分」という。)が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。)を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合六メートル
- 二 十二メートルを超える場合前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に

対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 診療所
 - 三 映画館又は演芸場
 - 四 公会堂
 - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
 - 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館階数一及び床面積の合計千平方メートル
 - 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定す

- る可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬十トン
 - ロ 爆薬五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管五十万個
 - ニ 銃用雷管五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類二十立方メートル
 - 五 マッチ三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。）二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス二十万立方メートル
 - 八 液化ガス二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場

- 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。）床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

- 第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

- 第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

- 第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有

者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附則抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。）階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等階数二及び床面積の合計三千平方メートル

へ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

- 2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものと

する。

附則（平成八年三月三十一日政令第八七号）抄

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成九年八月二十九日政令第二七四号）

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。

附則（平成一一年一月一三日政令第五号）

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附則（平成一一年一〇月一日政令第三一二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（許認可等に関する経過措置）

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

（職員の引継ぎ）

第十四条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるもの（次項において「特定事務」という。）に専ら従事していると認められる都の職員（以下この条において「特定都職員」という。）は、施行日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

2 施行日前に、地方自治法第二百五十二条の十七第一項の規定に基づき特別区の区長又は委員会若しくは委員が特定事務の処理又は管理及び執行のため派遣を求め、その求めに応じて六年以内の期間を定めて施行日から派遣することとされた特定都職員は、前項の規定にかかわらず、その派遣の期間が満了する日の翌日において、都において正式任用されていた者にあつては引

き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であった者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

- 3 前二項の規定により引き続き条件付きで特別区の相当の職員となる者の当該特別区における条件付採用期間には、その者の都における条件付採用期間を通算するものとする。
- 4 特定都職員でその引継ぎについて第一項又は第二項の規定により難しいものをいずれの特別区が引き継ぐかについては、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十一年一月一〇日政令第三五二号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一六年六月二三日政令第二一〇号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

附則（平成一八年一月二五日政令第八号）

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

附則（平成一八年九月二六日政令第三二〇号）

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附則（平成一九年三月二二日政令第五五号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二五年一〇月九日政令第二九四号）抄

(施行期日)

- 1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附則（平成二六年一二月二四日政令第四一二号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附則（平成二七年一月二一日政令第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二七年一二月一六日政令第四二一号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年二月一七日政令第四三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

◆耐震改修促進法における規制対象一覧

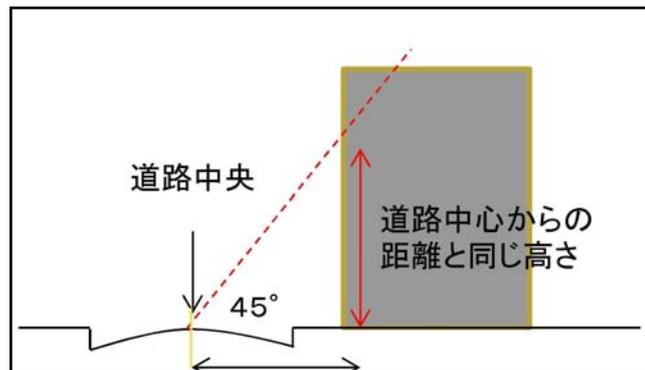
※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

◆多数の者が利用する建築物となる危険物の数量一覧

危険物の種類	耐震改修促進法での規模要件
①火薬類（法律で規定）	
イ火薬	10t
ロ爆薬	5t
ハ工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ銃用雷管	500万個
ホ信号雷管	50万個
ヘ実包	5万個
ト空包	5万個
チ信管及び火薬	5万個
リ導爆線	500km
ヌ導火線	500km
ル電気導火線	5万個
ヲ信号炎管及び信号火箭	2t
ワ煙火	2t
カその他の火薬を使用した火工品	10t
その他の爆薬を使用した火工品	5t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30t 可燃性液体類 20 m ³
④マッチ	300 マッチトン
⑤可燃性のガス	2 万 m ³
⑥圧縮ガス	20 万 m ³
⑦液化ガス	2,000t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物 20t 劇物 200t

◆円滑な避難を困難とするおそれがある多数の者が利用する建築物の要件



高さ6mを超えかつ前面道路幅員の1/2以上